



AOTS 国庫補助事業のご案内

Ver.202511

共に生き、共に成長する
-Live in Harmony Together, Grow Together-

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)

The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships(AOTS)

目 次

1. 団体概要 p. 3
2. 事業概要 p. 5
3. 技術研修 p. 13
4. 管理研修 p. 24
5. キーパーソン招へい p. 34
6. 海外研修 p. 38
7. 海外セミナー p. 50
8-1. 専門家派遣 p. 53
8-2. ジュニア専門家派遣 p. 63
9. 寄附講座 p. 69
10. 参考資料 p. 81

1. 団体概要

団体概要



設立	1959年(昭和34年)8月10日 (合併存続法人(旧AOTS)の設立日)
目的	産業国際化の推進、貿易の振興、投資活動の促進及び国際経済協力に関する事業を行い、もって我が国と海外諸国の相互の経済発展及び友好関係の増進に寄与する。
基本財産	7億円
主要事業	研修、専門家派遣、インターンシップ、ビジネスプロモーション等
事業規模	約55億円(2025年度予算)
事業拠点	国内拠点(北千住事務所、東京研修センター、関西研修センター) 海外拠点(バンコク、ジャカルタ、ニューデリー)
職員人数	113人(2025年4月時点)
実績	海外産業人材の研修 44万人、日本人等の海外への専門家派遣 1万人、日本人海外インターンシップ 1千人
略歴	<p>AOTS 1959年創立以来、研修を国内外で実施 [170カ国地域・延べ36万人]</p> <p>JODC 1970年創立以来、海外への専門家派遣を実施 [60カ国地域・延べ7,100人]</p> <p>HIDA ハイダ 2012年にAOTSとJODCが合併し、財団法人海外産業人材育成協会(HIDA)設立</p> <p>AOTS 2017年7月1日に英文名称をAOTSに変更。</p>



2. 事業概要

国庫補助事業



■ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第三条の2

都道府県などの地方自治体や地方公共団体・財団・特殊法人などが行う事業で、国がその費用の一部を負担するもの。国庫補助に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、あくまで融通の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

■ 2025年度にAOTSが事業実施者として採択された国庫補助事業

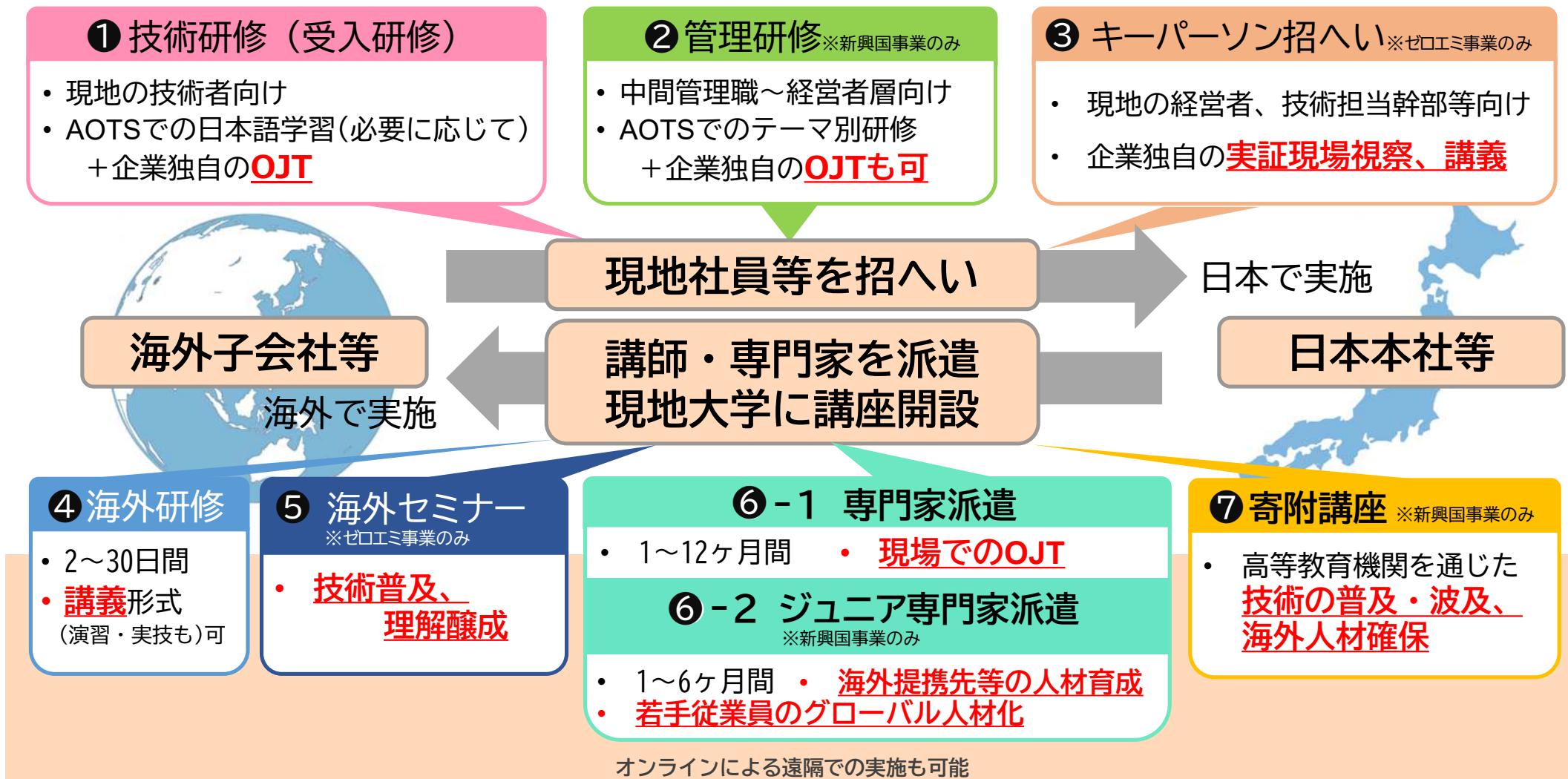
・技術協力活用型・**新興国市場開拓事業**(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業) ※新興国事業

【事業目的】 国内市場の成熟や経済のグローバル化に伴い、我が国企業は、海外に進出し外需を取り込み、成長につなげていくことが不可欠となっており、現地の優秀な人材等の育成は主要な課題となっております。本事業では、我が国企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、開発途上国における民間企業等の現地の人材育成を官民一体となり実施することにより、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的とします。

・アジア等**ゼロエミッショナリ化人材育成等事業** ※ゼロエミ事業

【事業目的】 アジア新興国等の外国人材を対象に、①日本企業が有する省エネ技術の海外移転を通じて本事業対象国の産業分野でのエネルギー利用の効率化・CO2排出削減を進めるとともに、②カーボンニュートラル実現に必要な先進的技術の普及のためのイベント等を通じて社会実装に向けた現地人材育成・二国間協力強化などの環境整備に取り組むことにより、アジア新興国等と共にカーボンニュートラルを実現していくことを目的とします。

AOTSの人材育成スキーム



AOTSの人材育成スキーム（1）日本で実施



スキーム	対象事業	概 略
技術研修	新興国事業 ゼロエミ事業	<ul style="list-style-type: none">開発途上国等に所在する日系企業等(派遣企業)に所属する現地人材(現地社員等、コア人材中心)を日本に招聘し、日本でしか学ぶことのできない技術を習得させるための研修(最長1年間)を実施。在留資格「研修」でありながら一部実務を通じた研修を行うことが可能。研修実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
管理研修	新興国事業	<ul style="list-style-type: none">開発途上国等に所在する日系企業等(派遣企業)に所属する現地人材(現地社員等、経営者層中心)を日本に招聘し、企業経営等に資する講義(2週間程度)を受講させるもの。必要に応じ、上記講義の受講後に日本企業での研修を追加で実施することも可能。研修実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
キーパーソン 招へい	ゼロエミ事業	<ul style="list-style-type: none">アジア等地域の経営者や技術担当幹部等のキーパーソンを日本に招聘し、脱炭素に関する新技術等の説明や実証現場の視察等を実施。招へい実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。

AOTSの人材育成スキーム（2）海外で実施



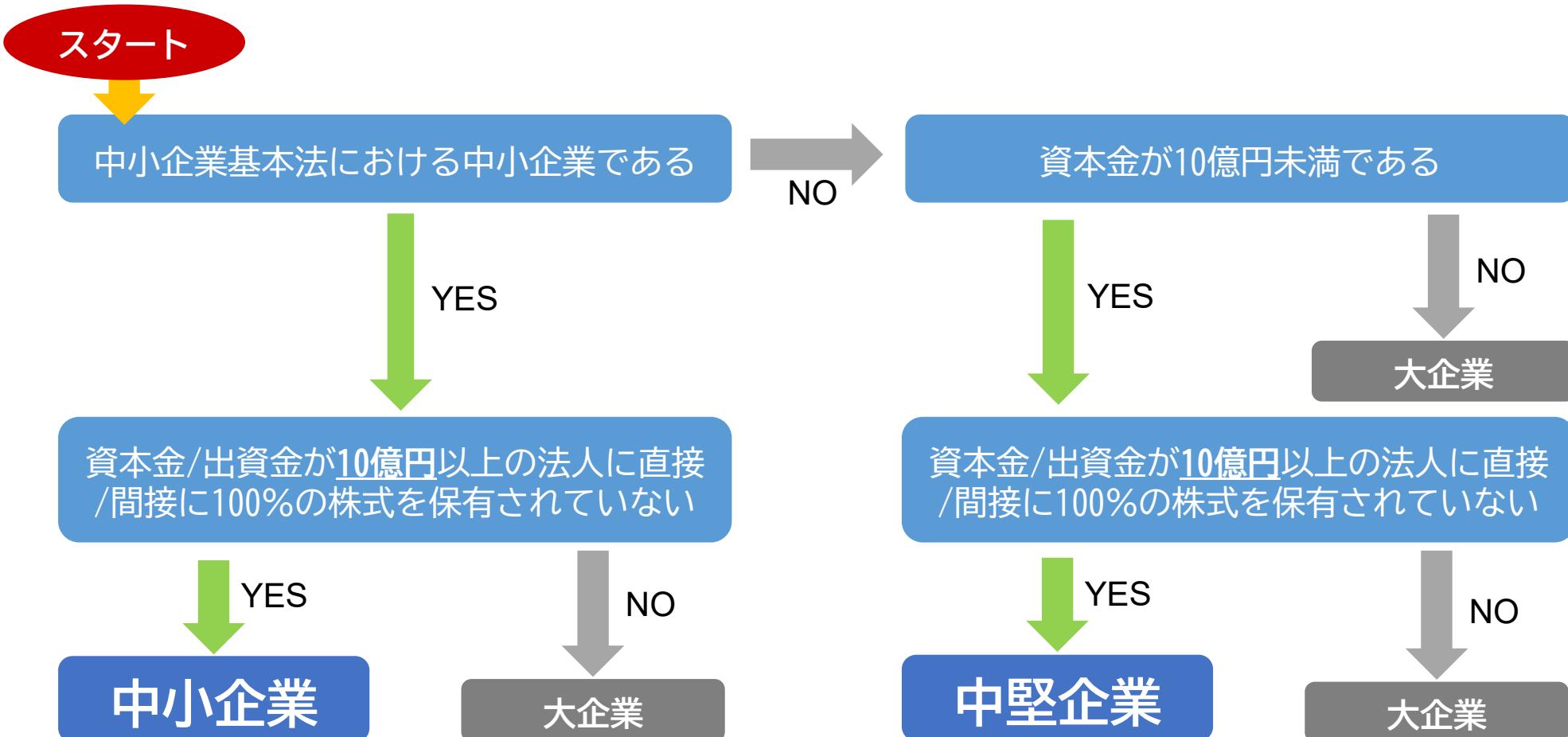
スキーム	対象事業	概 略
海外研修	新興国事業 ゼロエミ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・AOTSが日本企業等から案件を募集し、日本企業等が海外子会社等で研修を実施。 ・短期間で多くの現地人材(現地社員等)を教育したい場合に有効。 ・研修実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。 ・オンラインによる研修実施も可能。
海外セミナー	ゼロエミ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・AOTSが日本企業等から案件を募集し、日本企業、団体、高等教育機関が、日本の脱炭素技術理解醸成や普及・展開を目的にセミナーを実施。 ・セミナー実施に要する経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
専門家派遣	新興国事業 ゼロエミ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国等に所在する日系企業等(指導先企業)に対し、出資または取引関係にある日本の企業等(派遣元企業)の従業員を、AOTSの専門家として派遣し、技術指導や人材育成を行うもの。 ・専門家派遣の経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。 ・日本からのオンラインによる技術指導も可能。
ジュニア専門家派遣	新興国事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国等に所在する将来の海外提携先候補や新たに共創ビジネスを立ち上げたい日系企業等(指導先企業)に対し、日本の企業等(派遣元企業)の若手従業員を、AOTSのジュニア専門家として派遣し、技術指導を行うとともに、グローバル人材としての必要な経験や知見を習得する。 ・ジュニア専門家派遣の経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。
寄附講座	新興国事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の現地大学等において講座を開設し、更に必要に応じてその受講生の一部にインターンシップを提供しようとする日本企業等からの申請に基づき実施。 ・受講生が講座やインターンシップを通じて日本企業又は海外日系企業で求められる能力を向上させるとともに、日本企業又は海外日系企業への就職につなげることを企図。 ・講座やインターンシップの実施経費の一部を日本政府補助金により賄うことが可能。 ・講座はオンラインによる指導も可能で、インターンシップの実施は任意

事業别人材育成スキーム、対象分野、補助率

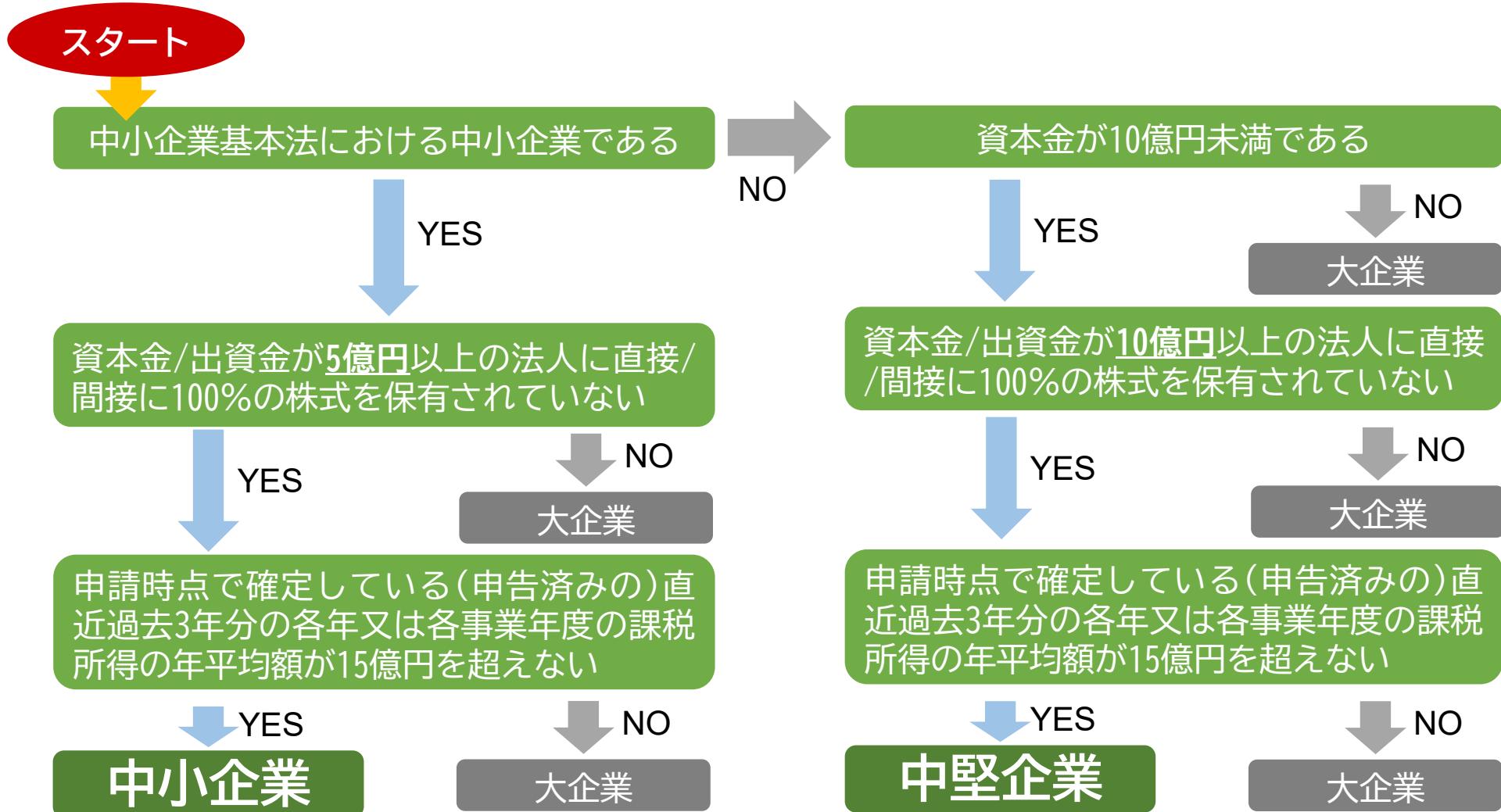


事業	目的/分野	国地域	スキーム	企業別補助率			
				中堅・中小	大企業	非営利法人	
新興国事業	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術移転 日本の固有技術の移転が対象	開発途上国	技術研修	2/3 アフリカ1	1/3 重点1/2 アフリカ2/3	2/3 アフリカ1	
			管理研修	2/3 アフリカ1	1/3 重点1/2 アフリカ2/3	2/3 アフリカ1	
			海外研修	2/3	2/3	2/3	
			専門家派遣	2/3 アフリカ等1	1/3 重点1/2 アフリカ等1	2/3 アフリカ等1	
			ジュニア専門家派遣	2/3 アフリカ等1	2/3 アフリカ等1	2/3 アフリカ等1	
			寄附講座	2/3	2/3	2/3	
ゼロエミ事業	生産プロセス	アジア (中東含む)	技術研修				
	省エネ機器 ロボット・FA		海外研修	1/2	1/3	-	
	グリーン成長戦略		専門家派遣				
			技術研修				
			海外研修	1/2	1/3	-	
			技術研修				
			キーパーソン招へい				
			海外セミナー	1/2	1/3	3/4	

【補足】新興国事業における中堅・中小企業

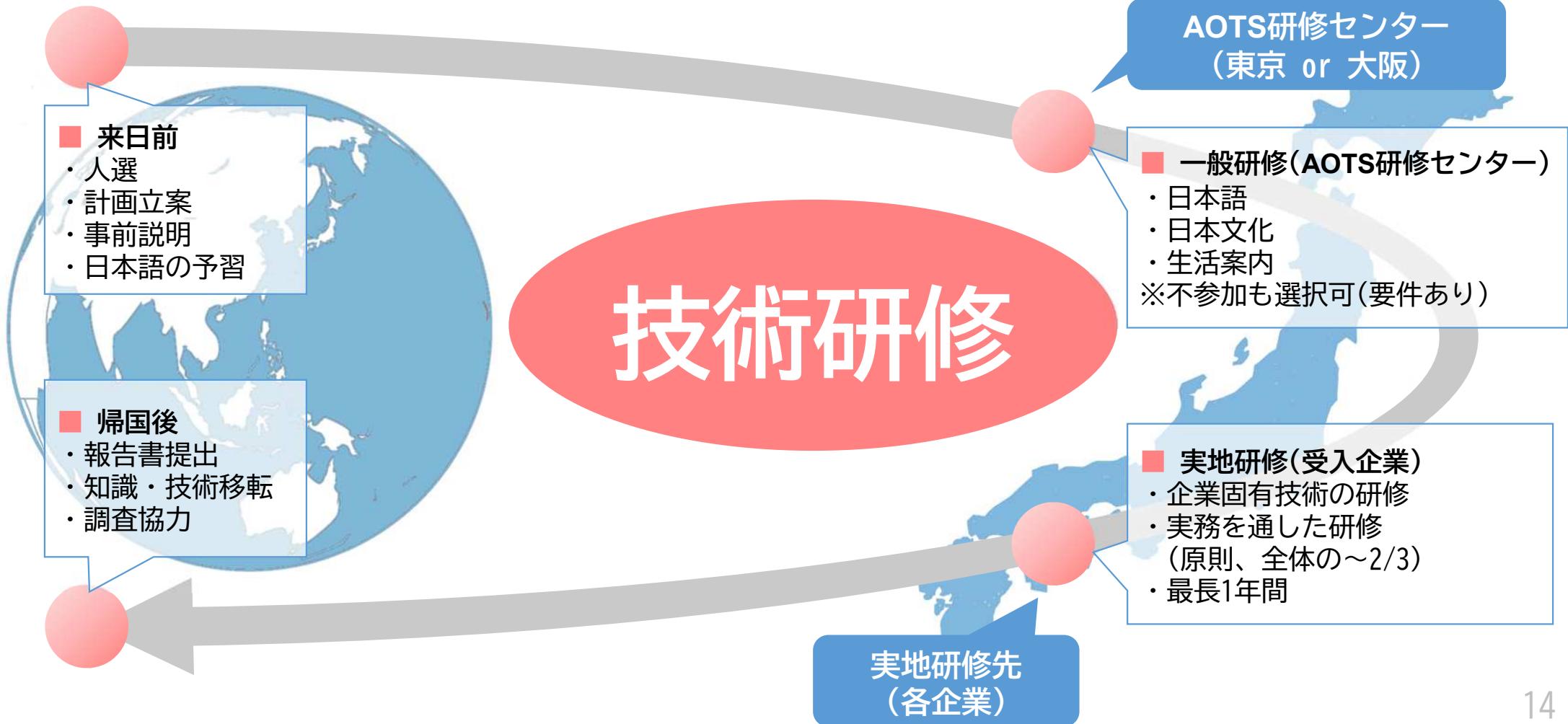


【補足】ゼロエミ事業における中堅・中小企業



3. 技術研修

技術研修とは



技術研修のメリット



- ・在留資格「研修」での**実務研修(OJT)**が可能
▶AOTSのような公的機関以外は研修査証だとOJTができません。
- ・受入費、研修実施費への**補助金適用**
- ・**AOTS発行の身元保証書**で査証取得が可能
▶AOTSの場合、在留資格認定証明書は不要で来日までのリードタイムが短縮できます。
- ・日本語や生活指導等の**導入教育**をAOTSが実施
- ・全研修期間を通して安心な滞在(**海外旅行保険加入**)
- ・研修生受入れに関するご相談へのアドバイス

技術研修 主な申込要件①



新興国事業		ゼロエミ事業		
		生産プロセス	省エネ機器 FA機器	グリーン成長戦略
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1	アジア・中東の国・地域 ※2		
対象分野	<p>開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術協力であること(実施目的が、<u>現地法人でこれまで実績のない新技術</u>の導入や従来と比べて高性能な製品・サービスへのモデルチェンジの対応等)</p> <p>開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること</p>	<p>製造業において、現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること</p>	<p>1)日本企業が製造するエネルギー効率の高いユーティリティ設備、生産設備の導入、メンテナンス技術</p> <p>2)ロボット・ファクトリーオートメーションの導入、メンテナンス技術</p>	<p>グリーン成長戦略に示される産業分野やAETIの枠組みで策定されるエネルギー・トランジション・ロードマップにおいてとりあげられる産業分野に基づく脱炭素関係技術（温室効果ガス排出量可視化技術を含む）</p>

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。

※2 外務省HP(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

技術研修 主な申込要件②

	新興国事業	ゼロエミ事業
日本側企業 (受入企業)	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超	日本に法人格を有する企業
	研修生受入に伴う諸費用の負担能力がある	
	現地側と資本関係か商取引関係がある	
	日本側社員20名に対し研修生の受入は1名が目安	
	指導員は当該技術の実務経験5年以上	
	現地側との間に有償の技術役務提供契約がない、または、 有償の技術役務提供契約はあるが日本での研修費用は契約金額に含まれない	
現地側企業 (派遣企業、研修生)	先進国(日本除く)の出資が50%未満	対象国・地域に法人格を有すること (*日本側の支店や駐在員事務所の場合はご相談ください)
	年齢は20歳以上50歳以下	(ゼロエミ事業グリーン成長戦略：60歳まで)
	原則、大卒以上またはこれに準ずる学力(=専門・短大卒)もしくは職歴がある	
	現地で、管理監督または指導的な職務にある、 またはその職務を期待されている	脱炭素技術導入に中心的な役割を担う産業技術者
日本での研修	軍籍にない	
	日本で研修することが適当な技術(=現地で修得不可能または困難な知識・技術の修得が目的)	
	兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術	
	原則、実務を通した研修(=実務研修)は全体の研修期間の2/3以下	
	単純作業・同一作業の反復は不可	

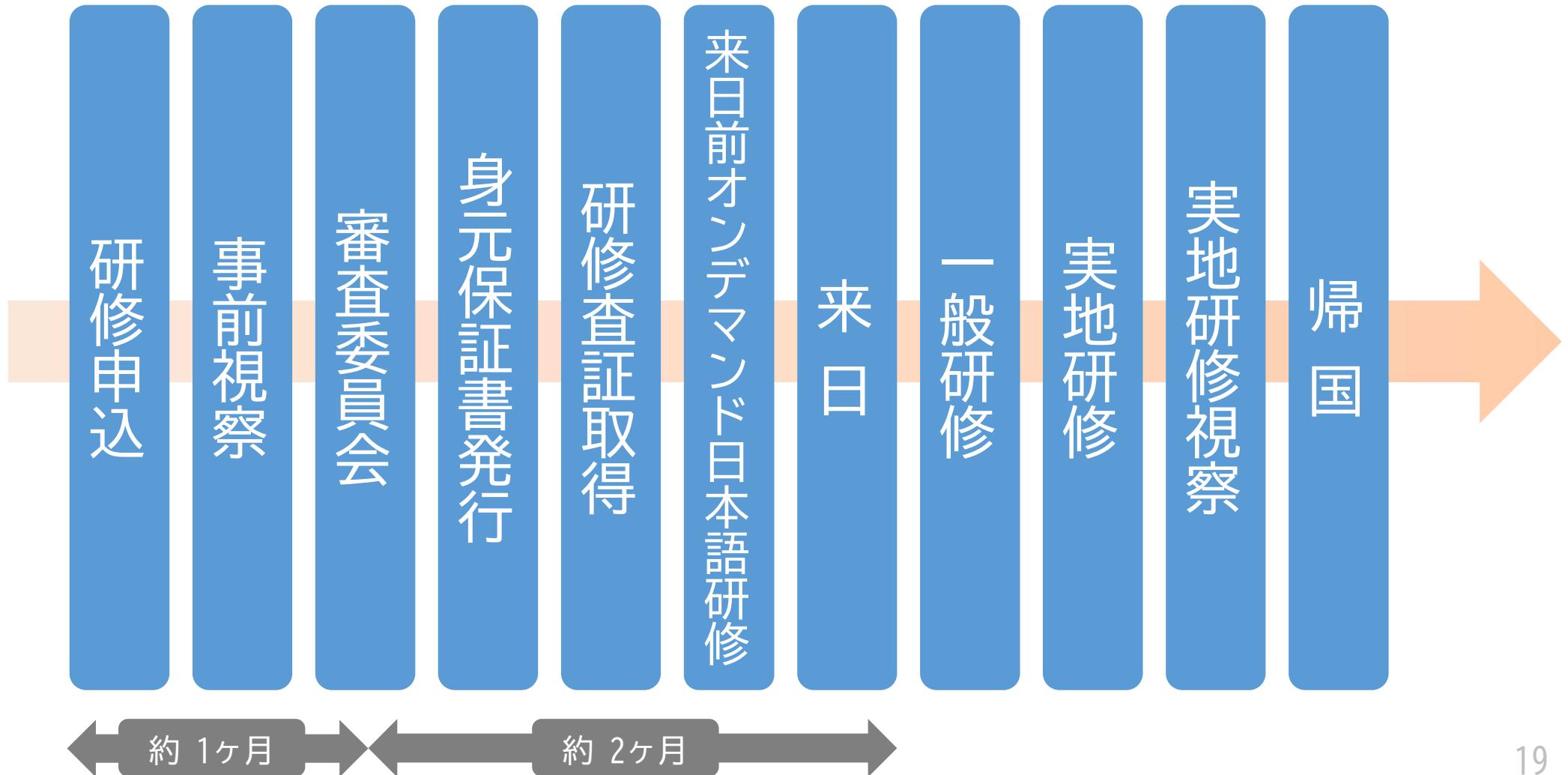
技術研修 主な申込要件③



参加する一般研修コースの種類により実地研修期間の必要日数、全研修期間の上限日数が異なります。

一般研修コース		実地研修期間	全研修期間	参加対象者・条件
種類	期間			
J 13W	13週間	25日以上	1年以内	実地研修において、より高度な日本語能力が必要とされる者
J 6W	6週間			日本での生活や研修において最低限必要な日本語能力を習得することが必要とされる者
A 9D	9日間			日本語能力が協会の定める一定基準以上の者
9D	10日以上	120日以内	研修生の理解できる外国語での実地研修指導態勢が整っている場合	
不参加		10日以上	120日以内	日本語能力が協会の定める一定基準以上の者または研修生の理解できる外国語での実地研修指導態勢が整っている場合
		過去に参加した一般研修種類による。		過去5年以内に一般研修に参加したことがある場合

技術研修(一般研修+実地研修) 申込～帰国



技術研修 補助率



企業規模	新興国事業					ゼロエミ事業		
	中堅・中小企業		大企業			中堅・ 中小企業	大企業	非営利 法人
	アフリカ	重点分野 ※	アフリカ					
国庫補助率	2/3	1	1/3	1/2	2/3	1/2	1/3	3/4
企業負担分	1/3	0	2/3	1/2	1/3	1/2	2/3	1/4
負担者	原則、日本側企業が負担					原則、日本側企業が負担		

※ 大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下に該当するもの

開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(1.新法人や新工場の立上げ、先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等、2.サプライチェーンの多元化又は強靭化に大きく寄与する案件)

技術研修 補助対象経費

			新興国事業		ゼロエミ事業			
企業規模			中堅・中小企業	大企業	中堅・中小企業 非営利法人	大企業		
①受入費 (基準額)	滞在費	宿舎費	一般研修中 (AOTS)		8,500 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)	8,500 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)		
			AOTS	8,500 円/泊		8,500 円/泊		
			実地研修中	会社施設	1,570 円/泊	1,570 円/泊		
			外部宿舎		実費 (但し、上限 8,500 円/泊)	実費 (但し、上限 8,500 円/泊)		
		食費	来日日		2,100 円/日	2,100 円/日		
			以降		3,100 円/日	3,100 円/日		
		雑費			1,000 円/日	1,000 円/日		
		実地研修費			5,190 円/日	3,360 円/日		
		渡航費			アフリカからの受入の場合のみ対象: 実費 (AOTS基準による)			
		国内移動費 (一部)			実費 (AOTS基準による)			
医療費・海外旅行保険料			実費 (AOTSで加入)		実費 (AOTSで加入)			
②研修費・附帯費			実費 (AOTSが実施)		実費 (AOTSが実施)			

技術研修 企業分担金



企業規模	新興国事業					ゼロエミ事業		
	中堅・中小企業		大企業			中堅・ 中小企業	大企業	非営利 法人
		アフリカ		重点分野	アフリカ			
受入費補助率	2/3	1	1/3	1/2	2/3	1/2	1/3	3/4
①受入分担金	受入費補助対象経費 × (1-補助率)							
②研修実施 分担金	J13Wコース	617,000 円/名	377,000 円/名	798,000 円/名	731,000 円/名	617,000 円/名	731,000 円/名	798,000 円/名
	J6Wコース	359,000 円/名	219,000 円/名	474,000 円/名	420,000 円/名	359,000 円/名	420,000 円/名	474,000 円/名
	9D、A9Dコース	167,000 円/名	127,000 円/名	214,000 円/名	189,000 円/名	167,000 円/名	189,000 円/名	214,000 円/名
	不参加	122,000 円/名		122,000 円/名			122,000 円/名*1	

*1:ゼロエミ事業のうち、グリーン成長戦略のみ補助対象経費の8%。但し122,000円を上限とする。

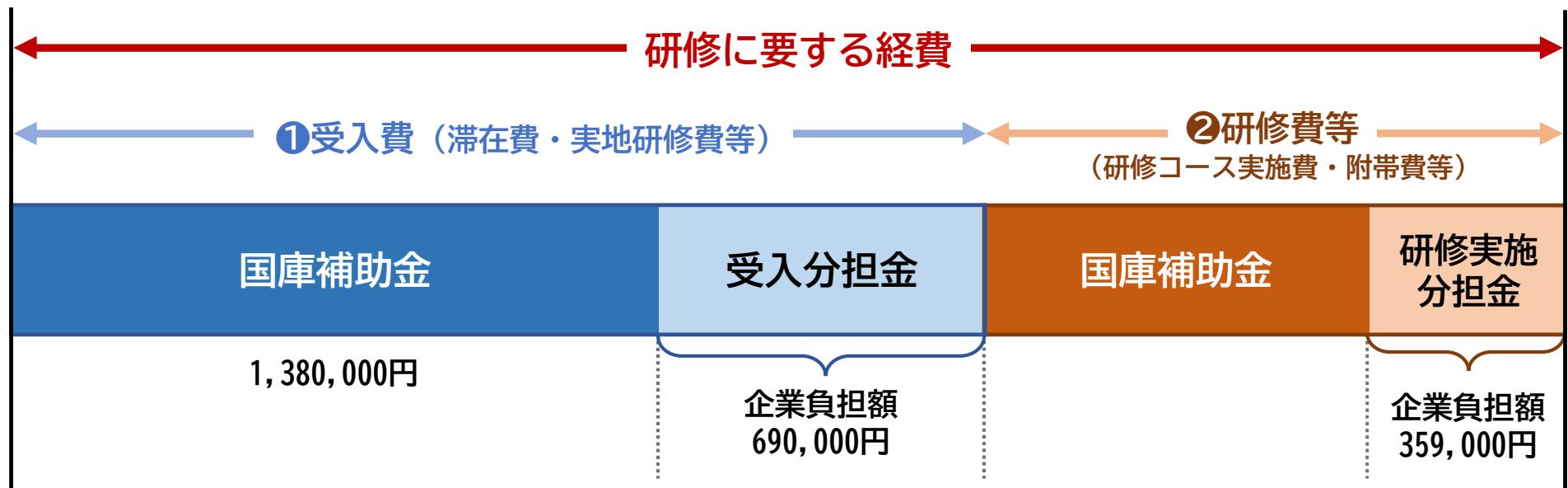
◆AOTS団体運営にかかる経費(運営費)のご協力を別途お願いしています。

技術研修 試算例



【試算条件】

- ・新興国事業を利用
- ・企業規模は中小企業
- ・J6Wコースに参加
- ・半年間、1名の研修を実施
- ・実地研修中の宿舎は会社施設



◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

4. 管理研修

※新興国事業のみ

管理研修とは



AOTS研修センター
(東京 or 大阪)

- 管理研修(AOTS研修センター)
 - ・2週間のテーマ別研修
(生産管理、品質管理、省エネルギー etc.)

管理研修

■ 来日前

- ・人選
- ・事前レポート作成・提出

■ 帰国後

- ・報告書提出
- ・知識・技術移転
- ・調査協力

実地研修先
(各企業)

■ 実地研修(受入企業)

- ・企業固有技術の研修
- ・実務を通した研修
(原則、全体の~2/3)
- ・最長120日間

※日本側企業からの申請に限り
オプションで実施可

管理研修のメリット



- ・その分野の著名人等によるテーマ別講義の受講
- ・現地法人の経営の現地化
- ・日本的な仕事に対する考え方への理解促進
- ・研修生の滞在費等への国庫補助適用
- ・AOTS発行の身元保証書で査証取得が可能
 - ▶AOTSの場合、在留資格認定証明書は不要で来日までのリードタイムが短縮できます。

管理研修 主な申込要件①

新興国事業	
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1
対象分野 (実地研修を行う場合)	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術協力であること(実施目的が、 <u>現地法人でこれまで実績のない新技術</u> の導入や従来と比べて高性能な製品・ サービスへのモデルチェンジの対応 等) 開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。

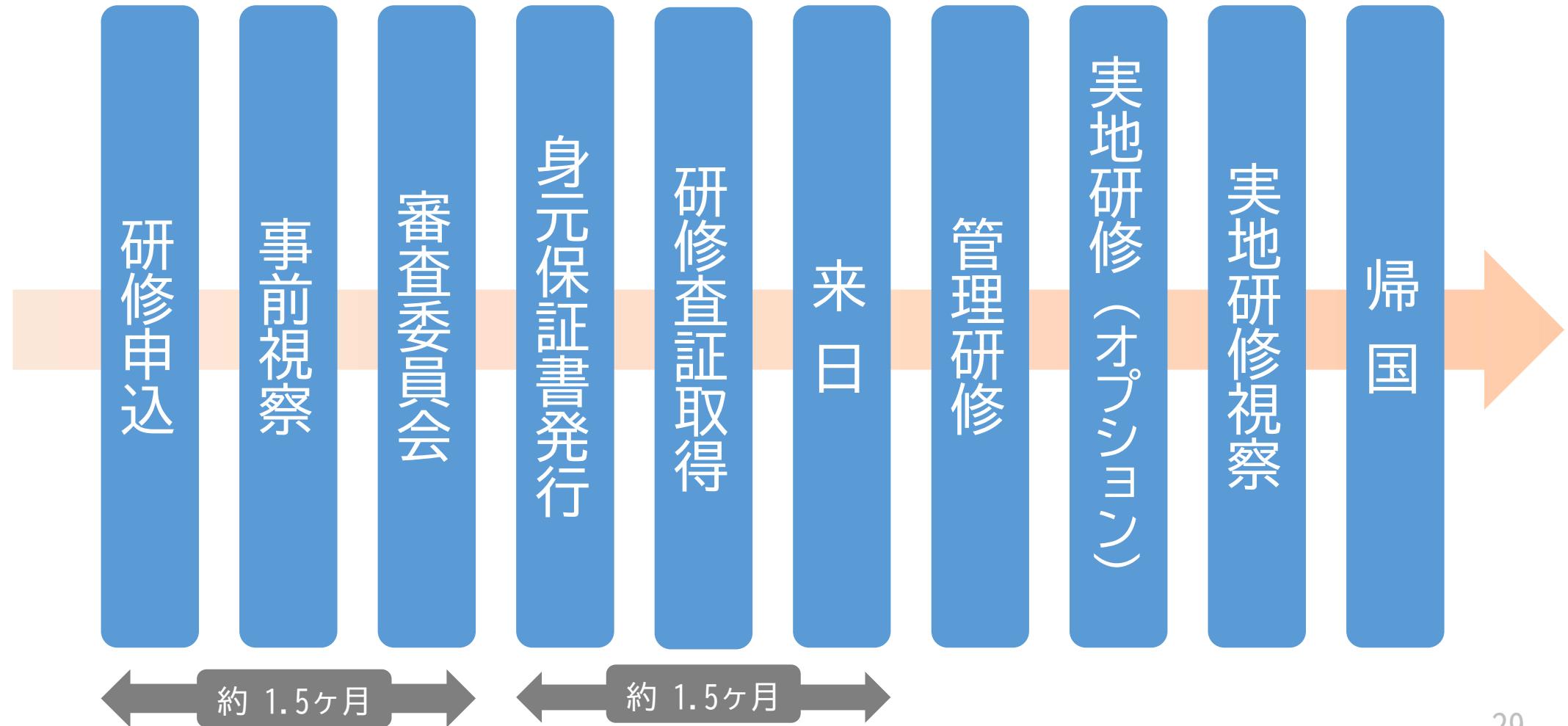
※2 アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業では管理研修はありません。

管理研修 主な申込要件②

新興国事業	
日本側企業 (受入企業)	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超
	研修生受入に伴う諸費用の負担能力がある
	現地側と資本関係か商取引関係がある
	現地側との間に有償の技術役務提供契約がない、または、有償の技術役務提供契約はあるが日本での研修費用は契約金額に含まれない
現地側企業 (派遣企業、研修生)	先進国(日本除く)の出資が50%未満
	研修実施言語による聴講、討論、発表、報告書作成が可能
	別途コースごとの資格要件(経験年数や基礎知識等 ※)を満たす
	学生でない
	軍籍はない
日本での研修 (実地研修を行う場合のみ)	日本で研修することが適当な技術(=現地で修得不可能または困難な知識・技術の修得が目的)
	日本側社員20名に対し研修生の受入は1名が目安
	指導員は当該技術の実務経験5年以上
	兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術
	原則、実務を通した研修(=実務研修)は全体の研修期間の2/3以下
	単純作業・同一作業の反復は不可

※ 例：企業における経営者、経営者幹部、年齢は20歳以上、大卒以上もしくはこれに準ずる学力がある 等

管理研修 申込～帰国



管理研修 補助率



		新興国事業			
企業規模	中堅・中小企業		大企業		
	アフリカ		重点分野※	アフリカ	
国庫補助率	2/3	1	1/3	1/2	2/3
企業負担分	1/3	0	2/3	1/2	1/3
負担者	原則、日本側企業が負担				

※ 大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下に該当するもの
 開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(1.新法人や新工場の立上げ、先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等、2.サプライチェーンの多元化又は強靭化に大きく寄与する案件)

管理研修 補助対象経費



			新興国事業		
企業規模			中堅・中小企業	大企業	
①受入費 (基準額)	滞在費	宿舎費	管理研修中 (AOTS)	8,500 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)	
			AOTS	8,500 円/泊	
			実地研修中 会社施設	1,570 円/泊	
			外部宿舎	実費 (但し、上限 8,500 円/泊)	
		食費	来日日	2,100 円/日	
			以降	3,100 円/日	
		雑費		1,000 円/日	
		実地研修費		5,190 円/日 3,360 円/日	
		渡航費		アフリカからの受入の場合のみ対象:実費 (AOTS基準による)	
		国内移動費 (一部)		実費 (AOTS基準による)	
医療費・海外旅行保険料			実費 (AOTSで加入)		
②研修費・附帯費			実費 (AOTSが実施)		

管理研修 企業分担金

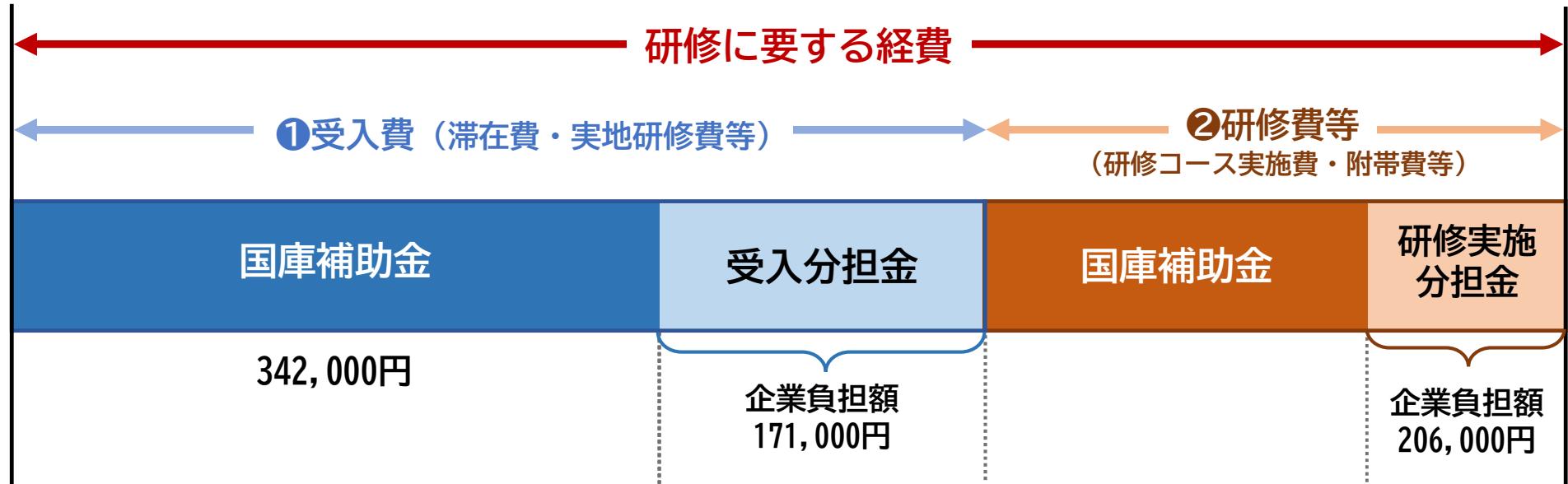


新興国事業					
企業規模	中堅・中小企業		大企業		
	アフリカ		重点分野	アフリカ	
受入費補助率	2/3	1	1/3	1/2	2/3
①受入分担金	受入費補助対象経費×(1-補助率)				
②研修実施分担金	206,000 円/名	156,000 円/名	256,000 円/名	231,000 円/名	206,000 円/名

管理研修 試算例

【試算条件】

- ・新興国事業を利用
- ・企業規模は中小企業
- ・2週間の管理研修、1名の研修を実施
- ・実地研修(オプション)は30日間実施
- ・実地研修中の宿舎は会社施設



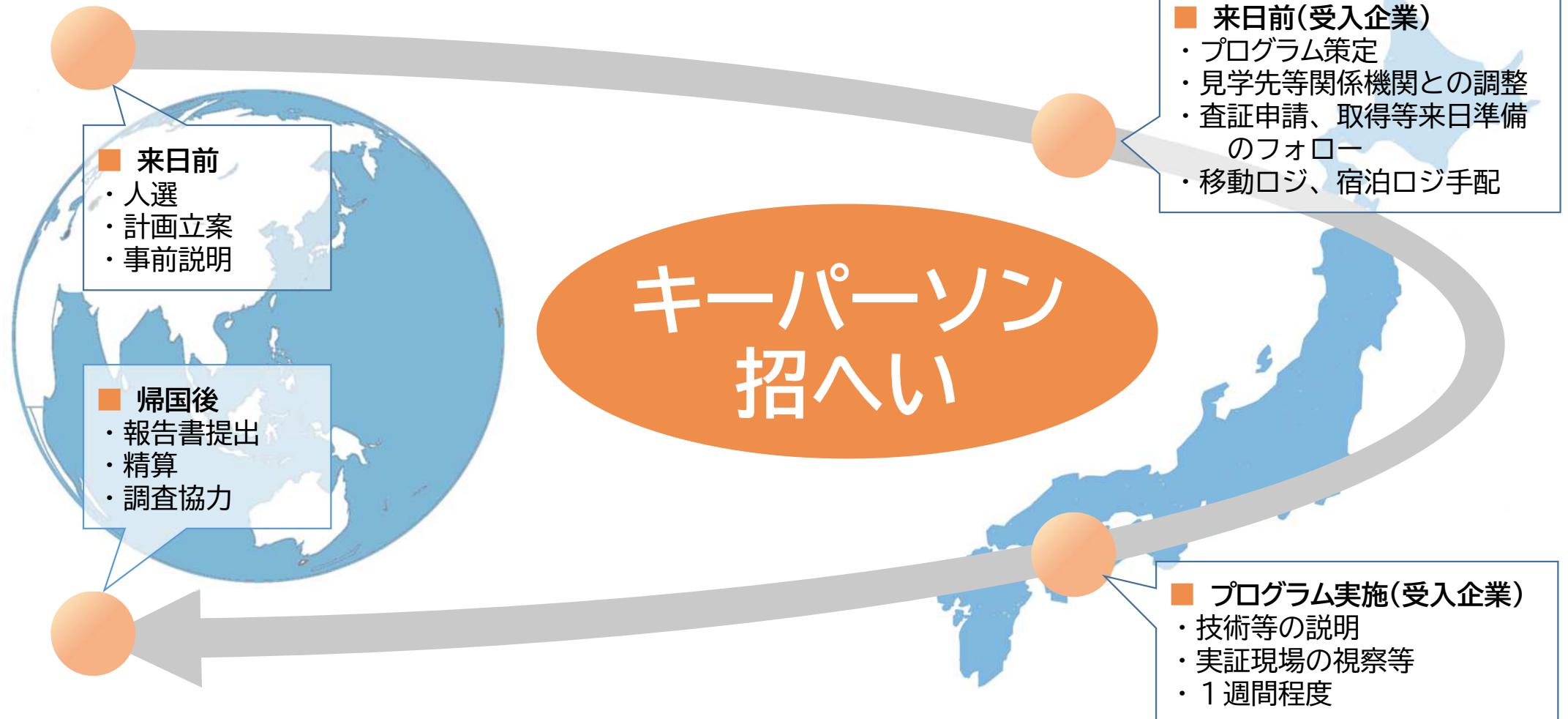
企業負担額計：377,000円

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

5. キーパーソン招へい

※ゼロエミ事業のみ

キーパーソン招へいとは



キーパーソン招へい 主な申込要件

対象分野・目的	<p>脱炭素技術とその導入に関心を持つ企業、団体等の経営者や技術担当幹部等のキーパーソンを招へいし、技術等の説明や実証現場の視察等のプログラムを実施</p> <p>グリーン成長戦略の重要分野やAETI(アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ)に基づく産業技術等</p> <p>※主な対象分野：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●洋上風力・太陽光・地熱産業、●水素、燃料アノニア産業、●次世代エネルギー産業、●原子力産業、●自動車・蓄電池産業、●半導体・情報通信産業、●航空機産業、●カーボンリサイクル、マテリアル産業、●次世代電力マネジメント産業、●温室効果ガス排出量可視化技術
対象国・地域	アジア(中東を含む)
日本側企業 (受入企業)	<p>日本に法人格を有する企業・団体等</p> <p>現地側との間に有償の技術役務提供契約がない、または、有償の技術役務提供契約はあるが日本での研修費用は契約金額に含まれない</p>
現地側企業 参加者	<p>25歳以上65歳以下の心身健康な者</p> <p>アジア（中東を含む）の国・地域の国籍を有する者 アジア（中東を含む）地域に居住する者であって、当該地域に居住・勤務地がある者</p> <p>高等教育機関(大学、大学院、短大、専門学校等)を修了した者。またはこれに準ずる学力もしくは職歴を有する者</p> <p>海外の子会社や取引先、将来のビジネス拡大に向けた潜在的取引先等の企業、団体に所属している者</p> <p>軍籍にない者</p>
補助率	中堅・中小企業…1/2 大企業…1/3 学校法人・公益非営利法人…3/4
企業負担	企業負担：補助対象経費×(1-補助率) の他、招へい事業管理分担金として補助対象経費総額の8%を受入企業に負担いただきます。

キーパーソン招へい 対象経費



1. 対象経費

- ①渡航費 ②滞在費（宿舎費、食費、雑費） ③海外旅行保険 ④講師謝金 ⑤通訳謝金 ⑥講師通訳等関係者旅費
 ⑦国内視察費 ⑧資料作成費 ⑨機材調達・環境等整備費 ⑩消耗品費 ⑪施設借上費

2. 滞在費単価

	参加者の職位			航空賃	滞在費のうち宿舎費（1日あたり） 税・サービス料等込み			滞在費のうち食費及び雑費 (1日あたり)			
	公社・公団等	民間企業	大学		外部宿泊施設利用の場合		研修センター利用の場合 (定額)	外部施設利用の場合 (定額)	研修センター利用の場合 (定額)	雑費 (定額)	
					甲地方 (上限額)	乙地方 (上限額)					
特別な場合が 必要な配慮が ある場合	総裁 副総裁 理事 (取締役) 等	副社長以上 (会長、 社長、 代表取締役 副社長) 取締役 等	学長 (中央政府 からの出向 等、経歴上 局長以上と 認められる 場合) 等	ビジネス クラス	26,180円	21,900円	8,500円	合計 4,590円 朝食1,020円 昼食1,530円 夕食2,040円	合計 3,100円 朝食 800円 昼食1,000円 夕食1,300円	1,000円	
上記以外	本部長 部長 その他	本部長、事 業部長、部 長、その他	その他	エコノミー [▲] クラス	19,660円	16,400円	8,500円				

▲上記金額は改定の可能性があります。一部の記載は2024年度の基準となっています。

6. 海外研修

海外研修とは



■ 海外研修(現地側企業)

通常型：研修実施国居住の研修生のみで実施
第三国型：対象研修生を第三国の研修実施国に集合させて実施

- ・計画に基づいた研修、演習、実技他
- ・原則、2~30日間

※オンラインでの実施も可

※実務研修(OJT)を中心とした第三国型の場合、最長120日まで

海外研修

- 派遣前
- ・講師選定
 - ・計画立案
 - ・研修実施準備



海外研修のメリット



- ・講師の滞在費等への**国庫補助適用**
- ・**短期集中型**の講義が現地で行える
- ・講義に一部、**演習・実技**も組み合わせられる
- ・オンラインでの実施に対する補助が比較的手厚い
- ・一度に多くの人材を教育できる

海外研修 主な申込要件①



新興国事業		ゼロエミ事業	
通常型/三国型/三国型実務		通常型	
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1	アジア・中東の国・地域 ※2	
対象分野	開発途上国での事業展開に必要となる現地拠点の人材育成を進めるため、 日本企業がもつ固有技術を移転 するための研修であること	製造業において、現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること	1)日本企業が製造するエネルギー効率の高いユーティリティ設備、生産設備の導入、メンテナンス技術 2)ロボット・ファクトリーオートメーションの導入、メンテナンス技術

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。

※2 外務省HP(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

海外研修 主な申込要件②

	新興国事業		ゼロエミ事業
申請企業 (協力機関)	通常型/三国型	三国型実務	通常型
	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超の企業等、またはこれらの企業・団体からの出資が50%超の現地日系法人		日本に法人格を有する企業
		研修生受入に伴う諸費用の負担能力がある	
		現地側に、研修の準備・実施を担う企業・団体(海外協力機関)がある ※1	
現地側企業 (海外協力機関、 研修生)	現地側との間に有償の技術役務提供契約がない、または、有償の技術役務提供契約はあるが現地での研修費用は契約金額に含まれない		
	先進国(日本除く)の出資が50%未満		—
		対象国・地域に国籍、住居、勤務地がある	
		企業、団体等に所属している(将来の潜在的なビジネス相手含む)	
		原則、18歳以上60歳以下	
		研修内容が理解できる言語能力・経歴がある	
		軍籍はない	

※1 海外協力機関が担う業務は研修生の募集、選考への協力、テキスト及び教材の作成、手配、現地事務局としての研修実施全般の管理及び運営等

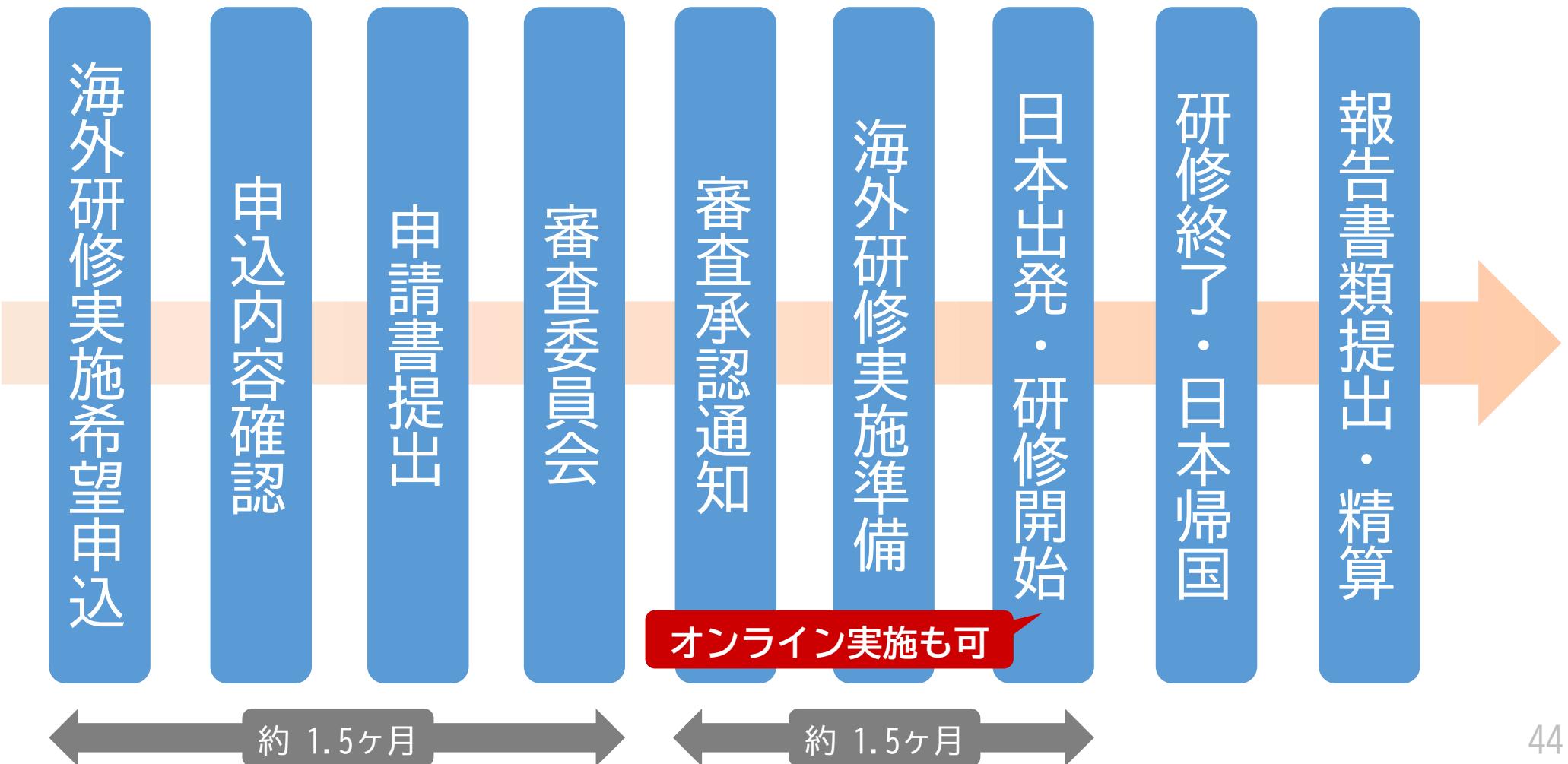
海外研修 主な申込要件③

	新興国事業	ゼロエミ事業	
	通常型/三国型	三国型実務	通常型
現地での研修	研修期間は原則、連続した2日以上30日以下 (オンラインの場合、間隔をあけた日程でも可) ※2	研修期間は原則、連続した5日以上120日以下	研修期間は原則、連続した2日以上30日以下
	原則、研修生数は10名以上50名以下 (日本側が中堅・中小企業の場合、5名以上50名以下) ※アフリカ案件の場合、要件緩和あり	1名以上～上限目安 (常勤職員20名に対し、研修生1名程度の受入れが目安)	5名以上50名以下
兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術			
講師は研修実施国の講師、日本や研修実施国以外から派遣される講師合わせて5名までが補助対象 ※3			
講師は研修開始時点で69歳以下(オンラインの場合、不問)、指導分野の実務経験5年以上			
必要に応じ、オンラインでの研修実施も可			

※2 研修開始日～終了日が暦日で最長30日間。実研修日数が20日以内であれば、暦日で30日を超えることも可。

※3 日本以外の国の講師(現地講師を含む)の所属先は、申請企業との間に資本、技術提携、代理店等事業活動に係わる関係がある場合に限る。
現地講師のみで実施の場合、現地講師の所属先の社員・職員は研修に参加できない。

海外研修 申込～帰国



海外研修 補助率



		新興国事業	ゼロエミ事業	
企業規模	中堅・中小企業	大企業	中堅・中小企業	大企業
国庫補助率		2/3	1/2	1/3
企業負担分		1/3	1/2	2/3
負担者	申請企業(協力機関)		申請企業(協力機関)	

・上記の負担のほかに、海外研修事業管理分担金として補助対象経費総額の10%を申請企業(協力機関)に別途ご負担いただきます。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

海外研修 主な補助対象経費①

補助対象経費

- ①講師謝金 ②通訳謝金 ③講師通訳等旅費（旅費、日当、宿泊費）④工場視察費 ⑤施設等利用料
- ⑥教材費 ⑦機材調達・環境整備費、⑧資機材費、⑨遠隔指導導入支援費（オンラインのみ）
- ⑩研修生旅費（旅費、日当、宿泊費）
- ⑪現地運営関係費（研修実施に関して現地事務局で発生する旅費等諸経費）

注： 三国型実務研修では、現地講師、現場指導者に対する謝金は 補助対象外となります。

基準額（税抜）

	1)勤務先が 日本および先進国の講師		2)勤務先が 開発途上国の講師	
講師謝金	7,900 円/h		6,000 円/h	
講師通訳等旅費	指定都市 ※1	甲地方 ※2	乙地方 ※3	丙地方 ※4
日当	6,200 円/日	5,200 円/日	4,200 円/日	3,800 円/日
宿泊費	19,300 円/泊	16,100 円/泊	12,900 円/泊	11,600 円/泊
渡航費	実費（ディスカウントエコノミークラス）			

▲上記金額は改定の可能性があります。一部の記載は2024年度の基準となっています。

海外研修 主な補助対象経費②



補助対象経費	海外研修開催地の区分	指定都市 ※1	甲地方 ※2	乙地方 ※3	丙地方 ※4
	渡航費	実費（ディスカウントエコノミークラス）			
研修生旅費 (遠隔地からの 研修生)	日当(上限)	6,200 円/日	5,200 円/日	4,200 円/日	3,800 円/日
	宿泊費(上限)	19,300 円/泊	16,100 円/泊	12,900 円/泊	11,600 円/泊

▲上記金額は改定の可能性があります。記載は2024年度の基準です。

※1 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、パリ、モスクワ、ジュネーブ、ロンドン、アブダビ、ジッダ、リヤド、クウェート及びアビジャン

※2 指定都市を除く次の地域

- (1) 北米地域：北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム
- (2) 欧州地域：ヨーロッパ大陸（乙地方に該当する諸国を除く）、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びキプロス
- (3) 中近東地域：アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、レバノン及びトルコ

※3 次の地域

- (1) アジア地域：タイ、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、ラオス、インドネシア、東ティモール、ブルネイ、フィリピン、香港、大韓民国
- (2) 大洋州地域：オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア・ミクロネシア・メラネシア海域の諸国
- (3) 欧州地域：アルバニア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モルドバ、セルビア、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ロシア、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド及びルーマニア

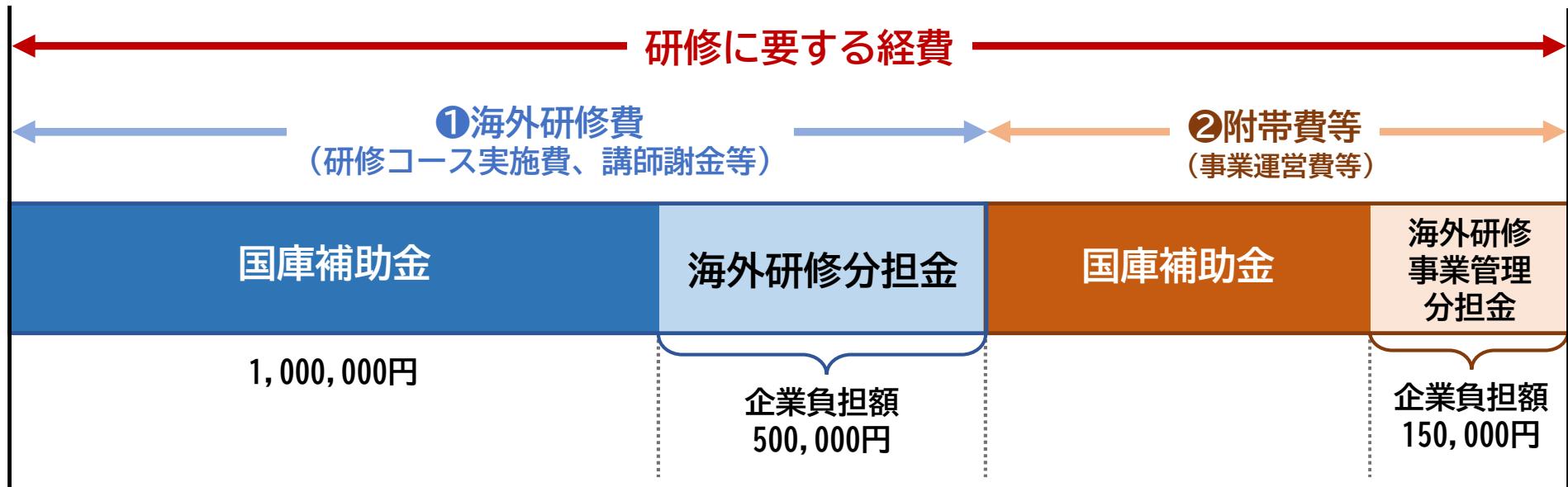
※4 指定都市、甲地方、乙地方に該当する諸国・地域以外の諸国・地域（中国、台湾、マカオ、モンゴル、北朝鮮、南アジア・中南米・アフリカ諸国）

◆その他にも補助対象となる経費がありますので、詳しくはお問い合わせください。

海外研修（対面） 試算例

【試算条件】

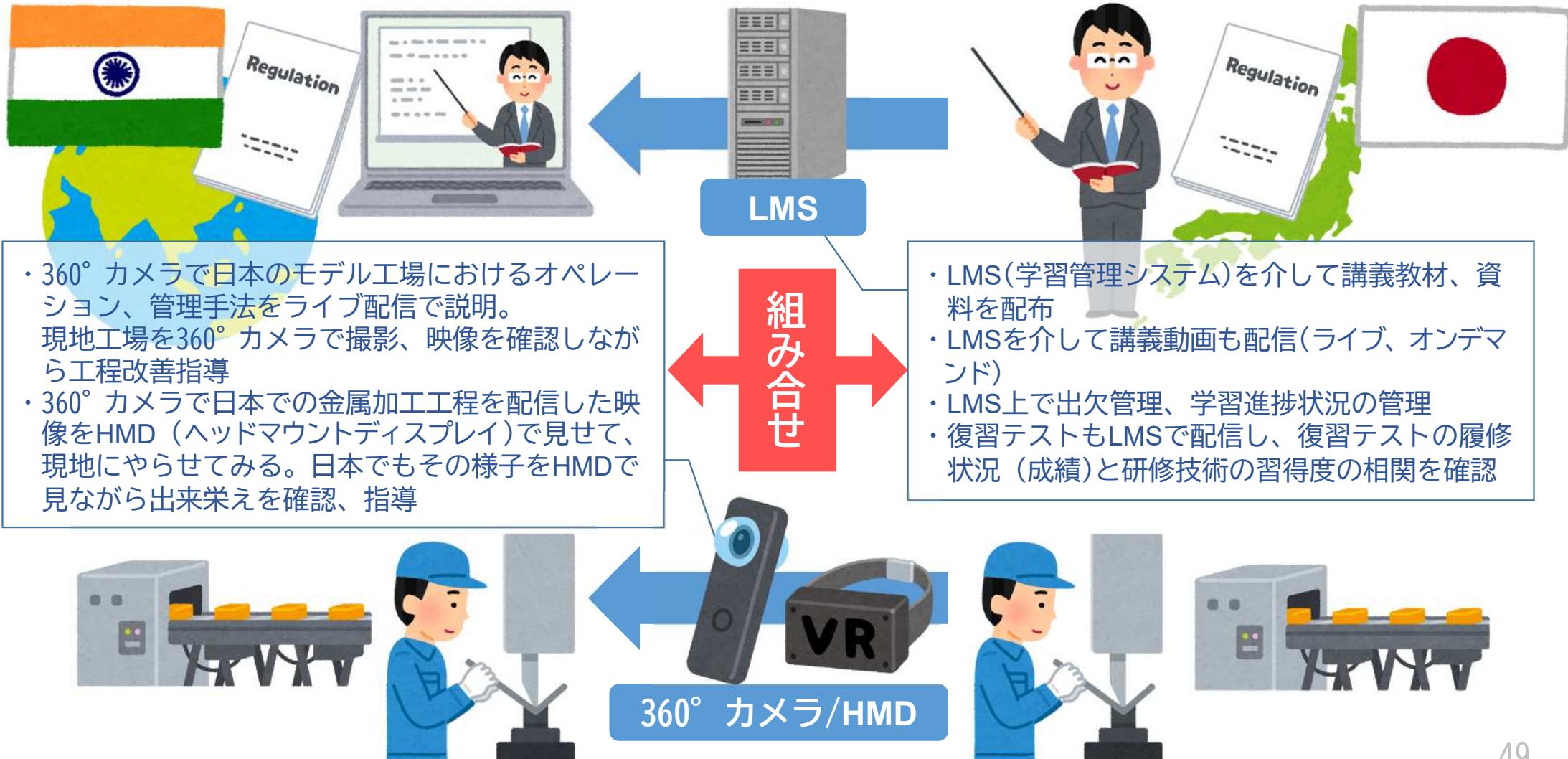
- ・新興国事業を利用
- ・現地通訳1名
- ・研修実施国はタイ
- ・3日間の研修(1日あたり6時間)
- ・日本からの派遣講師1名
- ・研修生10名



企業負担額計： 650,000円

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

オンライン海外研修 利用例



7. 海外セミナー

※ゼロエミ事業のみ

海外セミナーとは



海外セミナー

■ 海外セミナー

日本企業等の先進的な脱炭素技術の理解醸成や普及・展開に資することを目的としたセミナー
・1日当たり2時間以上から
※オンラインでの実施も可

- 派遣前
 - ・講師選定
 - ・計画立案
 - ・研修実施準備

- 歸国後
 - ・報告書提出
 - ・精算
 - ・調査協力

海外セミナー 主な申込要件



対象分野・目的	グリーン成長戦略の重要分野やAETI（アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ）に基づく産業技術等（新技術・先進技術）（温室効果ガス排出量可視化技術を含む）を研究・開発して社会実装等を目指す日本企業等の取り組みへの理解向上や新技術・先進技術の普及促進、脱炭素化への国際的認識醸成を目的としたセミナー
対象国・地域	アジア(中東を含む)
申請企業 (協力機関)	日本に法人格を有する企業・団体等
	セミナー実施及び経費負担能力がある
	必要に応じ現地側に、セミナーの準備・実施を担う企業・団体(海外協力機関)を確保できる。
	現地側との間に有償の技術役務提供契約がない、または、有償の技術役務提供契約はあるが現地での研修費用は契約金額に含まれない
現地でのセミナー	1日当たり2時間以上
	兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術
	講師はセミナー実施国の講師、日本や研修実施国以外から派遣される講師のそれぞれ2名までが補助対象
	講師はセミナー開始時点で69歳以下(オンラインの場合、不問)、指導分野の実務経験5年以上
補助率	補助率：中堅・中小企業…1/2、大企業…1/3、学校法人・公益非営利法人…3/4
企業負担	企業負担：補助対象経費×(1-補助率) の他、セミナー開催事業管理分担金として補助対象経費総額の8%を申請企業(協力機関)に負担いただきます。

「補助対象経費」「申込から帰国までの流れ」は海外研修に準じます。

8-1. 専門家派遣

専門家派遣とは



専門家派遣

■ 専門家派遣(現地側企業)

- ・計画に基づいた技術指導
- ・(新興国事業の場合)付加指導
- ・最短1ヶ月～最長12ヶ月

※オンラインでの実施も可

- 派遣前
- ・専門家選定
 - ・計画立案
 - ・派遣前オリエンテーション
 - ・契約締結
 - ・労災加入
 - ・ビザ取得

- 帰国後
- ・帰国報告会
 - ・調査協力

専門家派遣のメリット

- ・渡航費・現地滞在費等への**補助金適用**
- ・専門家の**危機管理体制**をAOTSより提供
- ・派遣前オリエンテーションで、**危機管理・健康管理等のレクチャー**あり
- ・手続きの中で、指導内容の相互確認と**課題と目標の明確化**が可能
- ・月次報告で目標達成度の管理の徹底

専門家派遣 主な申込要件①



	新興国事業	ゼロエミ事業
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1	アジア・中東の国・地域 ※2
対象分野	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術協力であること(実施目的が、 現地法人でこれまで実績のない新技術 の導入や従来と比べて高性能な製品・サービスへのモデルチェンジの対応 等)	製造業において、現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること
	開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること	

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。

※2 外務省HP(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

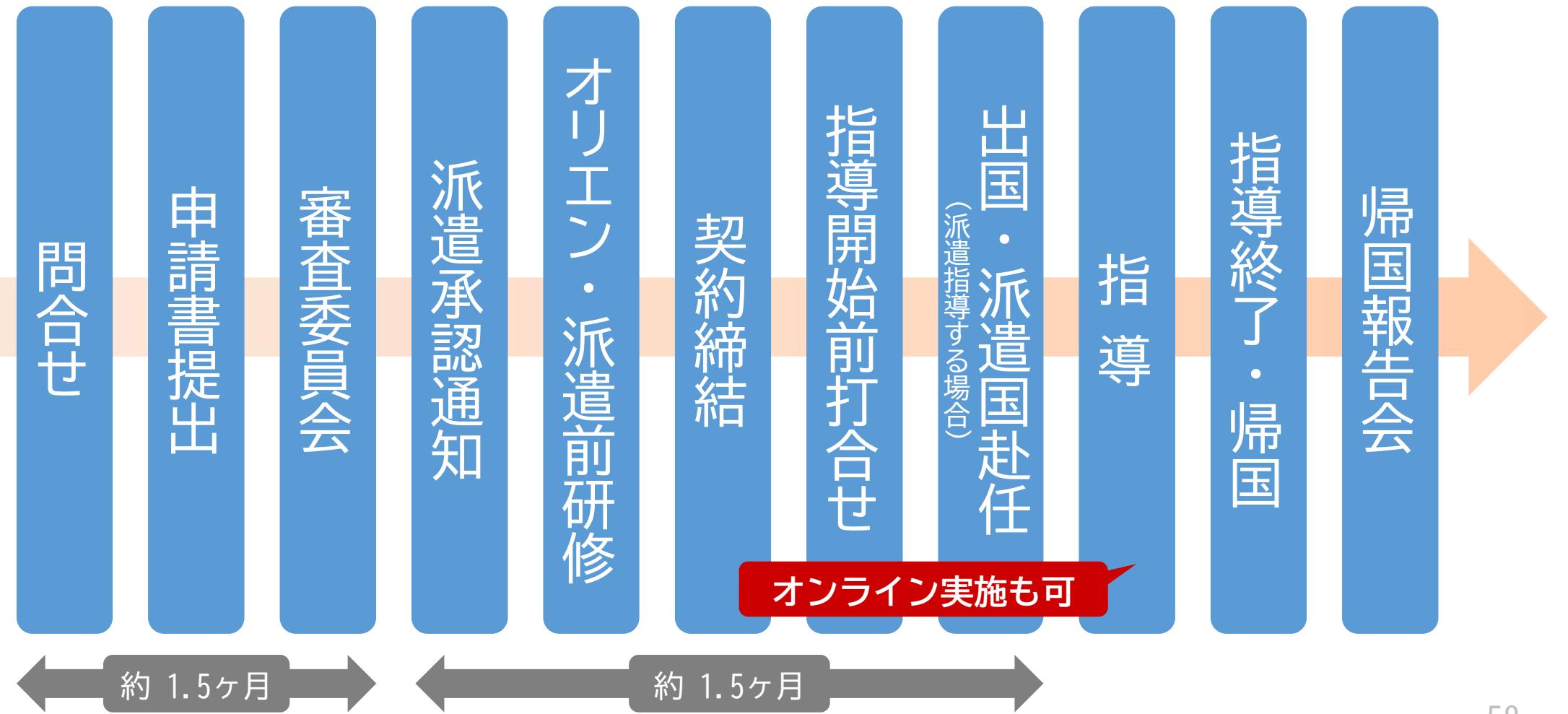
専門家派遣 主な申込要件②

	新興国事業	ゼロエミ事業
日本側企業 (派遣元企業、 専門家)	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超 専門家派遣に伴う諸費用の負担能力がある 専門家は以下の要件を満たすこと ①25歳以上69歳以下(オンラインの場合、上限不問) ②日本に住所を有し、日本在住経験が10年以上 ③指導分野の日本国内業務経験が5年以上 ④日本側企業(派遣元企業)に直接雇用されている(顧問契約や請負契約等は不可) ⑤技術指導に必要な外国語能力(現地語や英語等)がある(通訳を介しての指導も可だが補助対象となるのはオンラインの場合のみ)	日本に法人格を有する企業
現地側企業 (指導先企業)	先進国(日本除く)の出資が50%未満 技術指導を行う現場や機械設備等がある 指導対象者となる従業員を雇用している	—
現地での指導	現地側と有償の技術役務提供契約がある場合、指導内容との重複不可 現地での技術指導に専念(=技術指導以外の業務は不可) 派遣期間は専門家1人あたり1ヶ月以上12ヶ月以下(オンラインの場合も同様) 付加指導※も実施(オンラインの場合は付加指導は不要)	—

※ 現地側企業（指導先企業）に対する日本企業（派遣元企業、それ以外の企業含む）の出資比率に応じて、指導先企業と取引関係にある現地企業、地元の学校等の教育機関等に対して指導をしていただきます。

出資比率が100%の場合は指導日数全体の1/4、50%以上100%未満の場合は指導日数全体の1/8となります。
アフリカでの実施の場合、状況に応じて付加指導を免除しますので、ご相談ください。

専門家派遣 申込～帰国



専門家派遣 補助率

新興国事業

指導先企業の資本出資	指導先企業が日系企業、または、指導先企業に日本以外の先進国（非ODA国）の出資あり（但し50%未満）		
派遣元企業の企業規模	中堅・中小企業	大企業	重点分野 ※1
国庫補助率	2/3	1/3	1/2
企業負担分 ※2	1/3	2/3	1/2

※1 大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下のいずれかに該当するもの

- ①開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等(サプライチェーンの多元化・強靭化に大きく寄与する案件を含む))
- ②海外進出先の対象国・地域がアフリカであるもの

※2 派遣元企業が負担。指導先企業に負担させる場合は覚書の締結が必要。

※3 派遣元企業の企業規模は問いません。

新興国事業

指導先企業の資本出資	指導先企業が100%ODA対象国資本のローカル企業 ※3	
指導先企業の国・地域	開発途上国	後発開発途上国もしくはアフリカ
国庫補助率	2/3	1
企業負担分 ※2	1/3	-

ゼロエミ事業

派遣元企業の企業規模	中堅・中小企業	大企業
国庫補助率	1/2	1/3
企業負担分 ※2	1/2	2/3

・記載の負担のほかに、派遣実施分担金として補助対象経費総額の10%日本側企業(派遣元企業)に別途ご負担いただきます。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

専門家派遣 補助対象経費



新興国事業・ゼロエミ事業

専門家格付	1号			2号			3号-1			3号-2			
学歴	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	
指導に関する業務歴	30年≤	34年≤	38年≤	18年≤	22年≤	30年≤	10年≤	14年≤	22年≤	<10年	<14年	<22年	
航空運賃	実費 (ディスカウントビジネス、現物支給)			実費 (原則ディスカウントエコノミー、現物支給)			実費 (原則ディスカウントエコノミー、現物支給)			実費 (ディスカウントエコノミー、現物支給)			
査証料	実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			
予防接種料	実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)			
滞在費 ※1	日当	5,000 円/日			5,000 円/日			4,200 円/日			4,200 円/日		
	宿泊料	15,100 円/泊			15,100 円/泊			12,900 円/泊			12,900 円/泊		
海外旅行保険費	実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)			
技術協力費 ※2	6,000 円/日			6,000 円/日			6,000 円/日			6,000 円/日			

※1 地域によって変動します(上記表はタイ・ベトナム・インドネシア・フィリピン等の基準)、派遣期間に応じて基準額が遞減します(31日～60日…90%、61日～…80%)

※2 派遣元企業の有する技術や知見及び専門家派遣事業への協力に対する対価として、派遣元企業にお支払いします

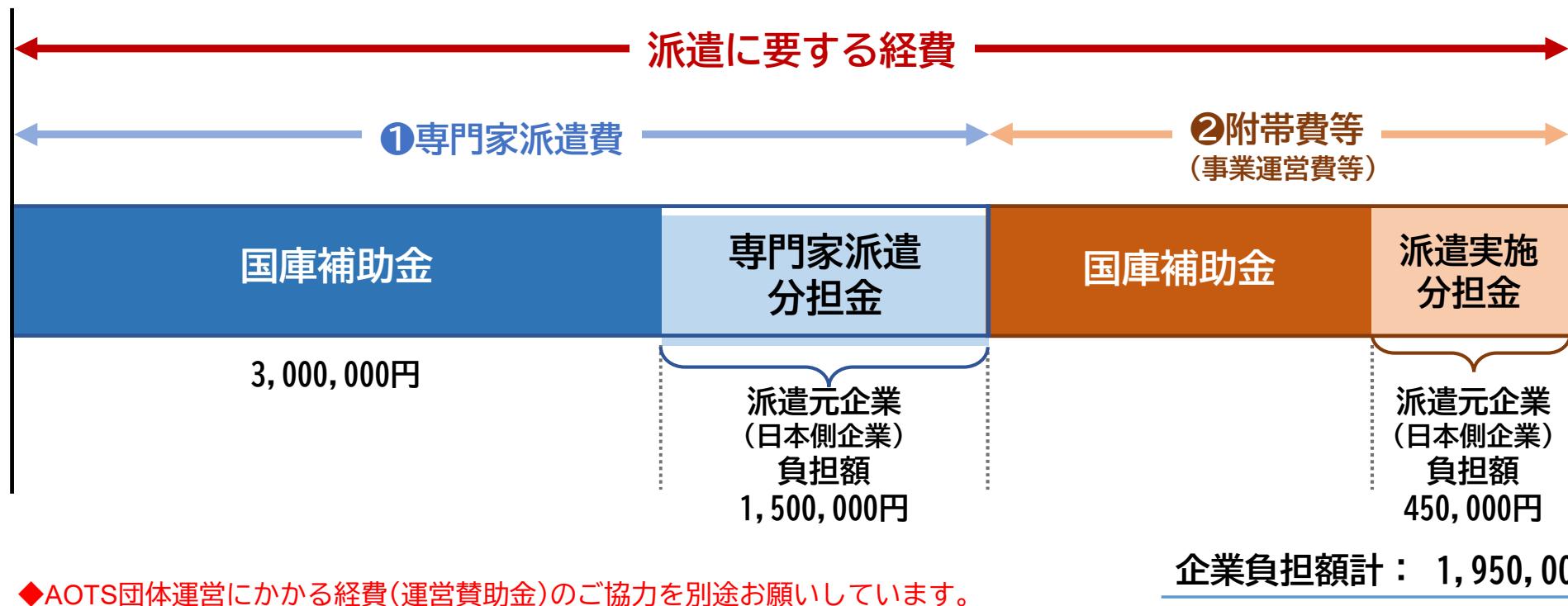
◆その他にも補助対象となる経費がありますので、詳しくはお問い合わせください。

専門家派遣 試算例(中小企業)



【試算条件】

- ・新興国事業を利用
- ・企業規模は中小企業
- ・派遣国はASEAN地域
- ・専門家1名、格付は2号
- ・半年間の指導

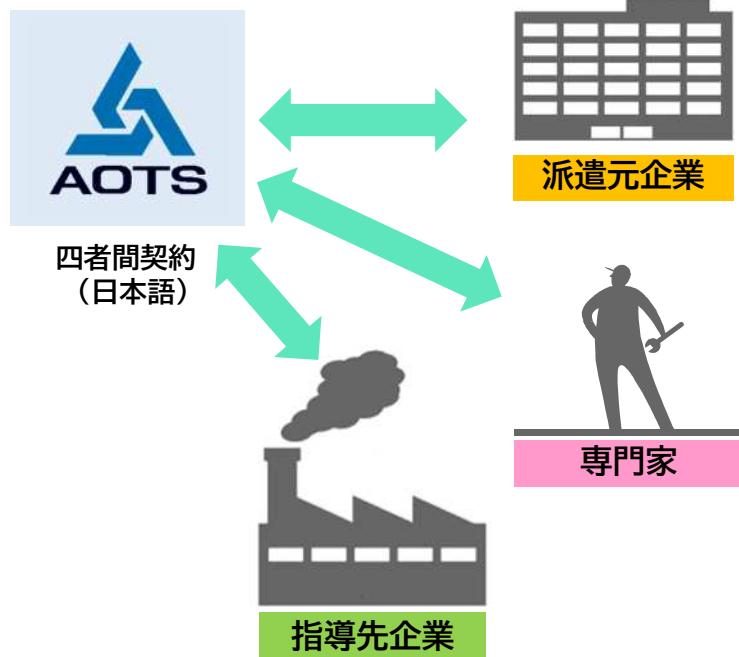


専門家派遣 契約・支払いの流れ

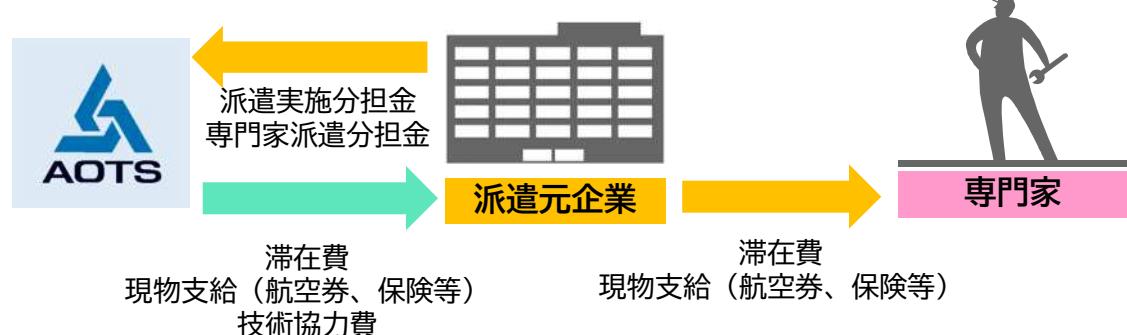


契約

四者間契約（日本語正本、英語副本）
AOTS-派遣元企業-専門家-指導先企業



支払いの流れ



AOTS ⇄ 派遣元企業

支払い月

- 7月（4月～6月派遣期間分）
 - 10月（7月～9月派遣期間分）
 - 1月（10月～12月派遣期間分）
 - 3月（1月～3月派遣期間分）
- （原則として月末に支払）

AOTSから派遣元企業への支払いと派遣元企業からAOTSへの支払いを相殺し精算を行います。

派遣元企業 ⇒ 専門家

派遣元企業から専門家へ、基準額を毎月、事前に支給してください。後日ご提出いただく報告書で確認させていただきます。

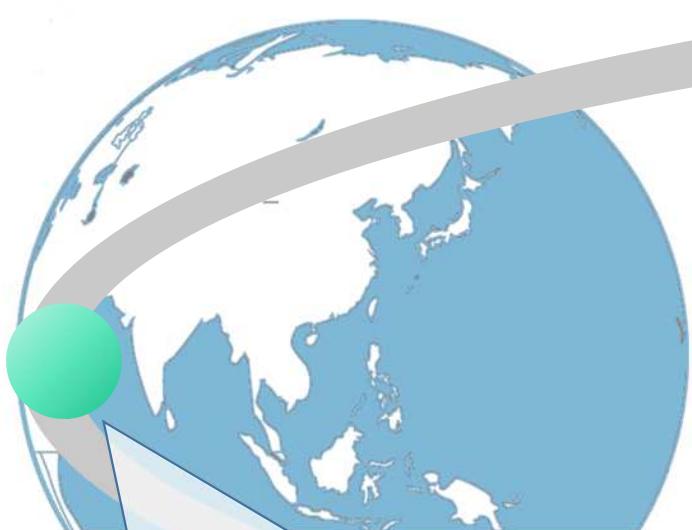
※契約手続きはDocuSignシステムを介し、電子契約で行います。

(注) 覚書を締結すれば、指導先企業に分担金を負担させることは可能ですが、AOTSは派遣元企業とのみ精算を行います。

8-2. ジュニア専門家派遣

※新興国事業のみ

ジュニア専門家派遣とは



- ジュニア専門家派遣(現地側企業)
 - ・計画に基づいた技術指導
 - ・海外提携先の候補の新規開拓
 - ・新たな共創ビジネス立ち上げ
 - ・1ヶ月～6ヶ月

ジュニア 専門家派遣

派遣前

- ・ジュニア専門家選定
- ・計画立案
- ・派遣前オリエンテーション
- ・契約締結
- ・労災加入
- ・ビザ取得

帰国後

- ・帰国報告会
- ・調査協力

ジュニア専門家派遣のメリット



- ・現在/将来の海外提携先の人材育成
- ・海外提携先の候補の開拓
- ・新たな**共創ビジネス**立ち上げ
- ・ジュニア専門家自身の**グローバル人材として必要な経験や知見**の習得



ジュニア専門家派遣 主な申込要件



派遣元企業	日本に法人格を有し、日本資本が50%超の企業 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険（海外派遣者特別加入）の付保 ・必要な経費等の負担 ・ジュニア専門家の滞在費（定額）の支給 ・査証及び労働許可証の取得、更新 ・ジュニア専門家との雇用関係の維持 etc. 						
指導先企業	日本を除く先進国資本が50%未満の企業 自社子会社（自社出資50%以上）は原則不可（＊個別事情は事前にご相談ください） <ul style="list-style-type: none"> ・通信設備、事務スペースの提供等 ・空港への送迎、指導先への交通手段の手配、宿泊施設の斡旋等のサポート ・派遣期間中の安全管理 etc. 						
ジュニア専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍を保持し、日本に住所を有し居住していること。 ・原則、21歳以上40歳以下 ・申請企業（派遣元企業）に直接雇用されていること。 ・派遣先に提供できる専門分野のノウハウ、技術等を有していること。（業務経験3年以上） ・指導に必要な語学力を有すること ・心身ともに健康であること 						
指導の要件	<table border="1"> <tr> <td>分野</td><td>新しい共創ビジネスの立ち上げにつながる日本の技術、ノウハウ、知識</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>1ヶ月～6ヶ月（原則2026年2月までに帰国）</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>現地側と有償の技術役務提供契約がある場合、指導内容との重複不可</td></tr> </table>	分野	新しい共創ビジネスの立ち上げにつながる日本の技術、ノウハウ、知識	期間	1ヶ月～6ヶ月（原則2026年2月までに帰国）	その他	現地側と有償の技術役務提供契約がある場合、指導内容との重複不可
分野	新しい共創ビジネスの立ち上げにつながる日本の技術、ノウハウ、知識						
期間	1ヶ月～6ヶ月（原則2026年2月までに帰国）						
その他	現地側と有償の技術役務提供契約がある場合、指導内容との重複不可						

ジュニア専門家派遣 補助対象経費



	①内国旅費	鉄道100km以上の移動の場合			
	②外国旅費	実費（ディスカウントエコノミークラス）			
	航空費	指定都市 ※1	甲地方 ※2	乙地方 ※3	丙地方 ※4
1) 旅費	日当	6,200 円/日	5,200 円/日	4,200 円/日	3,800 円/日
	宿泊費	19,300 円/泊	16,100 円/泊	12,900 円/泊	11,600 円/泊
		* 派遣期間に応じて基準額が遞減します。（31日～60日…90%、61日～…80%） ・甲地方：トルコ等 ・乙地方：タイ、マレーシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、ラオス、インドネシア、フィリピン等 ・丙地方：モンゴル、南アジア・メキシコ・中南米・アフリカ諸国等			
	③渡航雑費	査証代等			
2) その他	①損害補償保険費	海外旅行保険			
	②技術協力費	3,000 円/日（派遣元企業の有する技術や知見及び本事業への協力への対価）			
	③派遣・指導諸費	3,000 円/日（指導先企業がジュニア専門家受入の諸経費に充当するもの）			

ジュニア専門家派遣 補助率



指導先企業の国・地域	補助率	
	開発途上国	後発開発途上国 もしくはアフリカ※3
国庫補助率	2/3	1
企業負担分 ※1	1/3	-

※1 派遣元企業が負担。指導先企業に負担させる場合は覚書の締結が必要。

※2 派遣元企業の企業規模は問いません。

※3 指導先企業が100%後発開発途上国またはアフリカ資本のローカル企業に限る。

・上記の負担のほかに、派遣実施分担金として補助対象経費総額の10%日本側企業(派遣元企業)に別途ご負担いただきます(提案型)。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

9. 寄附講座

※新興国事業のみ

寄附講座とは

■ 寄附講座

- ・講座：講義、演習、実験、フィールドワーク、見学等
- ・講座時間は最低450分以上
- ・講座受講生数は5名以上
- ※オンラインでの実施も可



寄附講座

■ 寄附講座

- ・インターンシップ(任意実施)：
日本又は現地の協力企業・
団体において行う就業体験
- ※オンラインでの実施も可

■ 寄附講座開講前

- ・寄附講座内容立案
- ・受講生選定

日本企業・日系企業

■ 寄附講座終了後

- ・報告書提出、精算

寄附講座のメリット

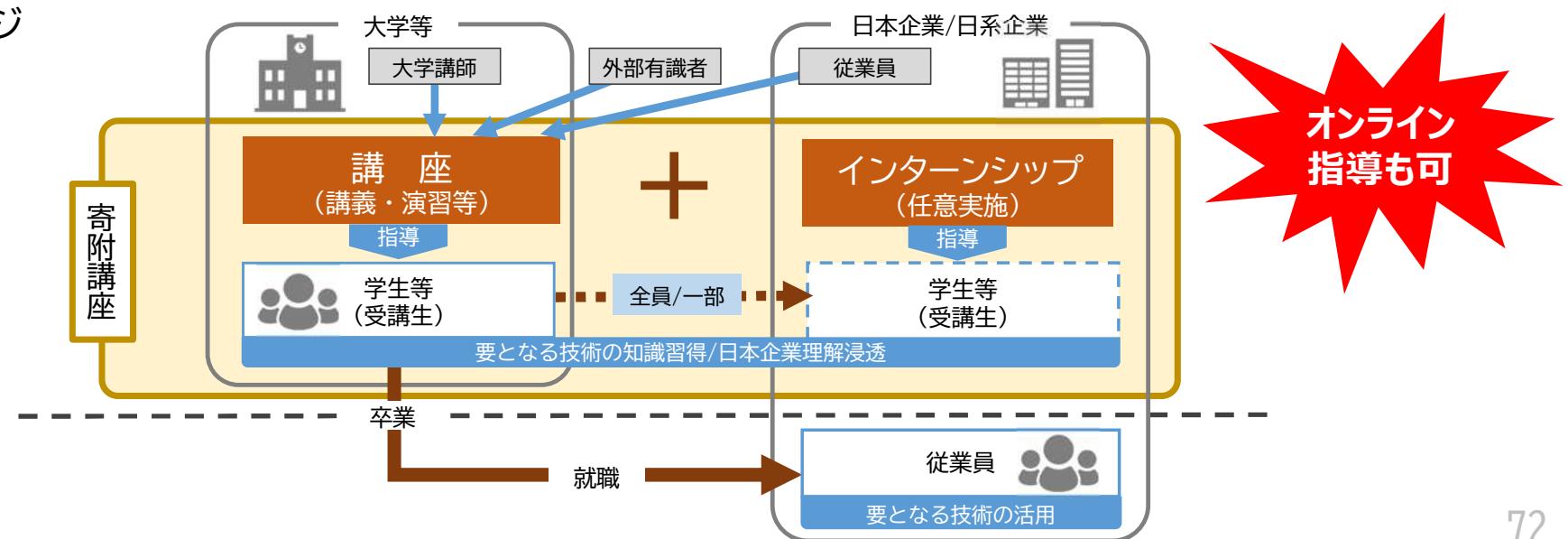


- ・優秀な人材(高度人材)の確保につながる
- ・講座実施費用の負担軽減になる
- ・実施を通じて大学とのネットワーク強化
- ・学生等に教えることを通じた企業スタッフ(教える側)の育成
- ・現地産業人材の育成、現地への技術移転に対する貢献

寄附講座 事業の目的、概要

目的	開発途上国の現地大学等で学ぶ学生等あるいは日本の高等教育機関（大学等）で学ぶ留学生を対象に企業の事業活動や産業の発展の要となる技術分野やビジネス分野に関する寄附講座を日本企業・現地日系企業からの視点・技術等を活用して開設する。受講生が講座、インターンシップを通じて日本企業・海外日系企業で求められる能力を向上させ、これら企業への就職につなげることで、事業活動の円滑化及び当該国との協力関係の深化に貢献する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 講座：講義、演習、実験、フィールドワーク、見学等 インターンシップ(任意実施)：日本又は現地の協力企業・団体において行う就業体験
補助率	対象経費の 2/3

■ 事業イメージ



寄附講座 主な申込要件①

申請法人 (日本 or 海外日系企業)

- ・日本で法人格を有する企業・団体(日本資本が50%超であること)、または、これらの企業・団体からの出資が50%超である海外日系法人や駐在員事務所であること
- ・寄附講座の開設の対象となる開発途上国の現地大学等の学生等を採用する計画を有すること(同じ企業グループ内の企業でも可、在留資格「技術・人文・国際業務」レベルの職種を含むことが目安)
- ・講座及びインターンシップの実施・管理及び経費負担能力を有すること
- ・必要に応じて寄附講座実施国・地域において、寄附講座の準備と実施を補佐する企業・団体を手配できること

開発途上国の大 学 (寄附講座大学) での講座、 インターンシップ

● 講座

- ・対象大学等で行う講義、ゼミナール、演習、実習・実験、研究等
- ・講座時間は最低450分以上(例:90分×5回)
- ・講座受講生数は5名以上
 - *企業活動に直接関連する要の技術分野等に関する内容であること
 - *日本企業、現地日系企業への就職を促進する内容が含まれること
 - *リモートで実施するオンライン授業も可能

● インターンシップ(任意実施)

- ・講座の受講学生等の一部又は全てを対象に、申請法人またはその関係企業において行う就業体験

寄附講座 主な申込要件②

講座の内容

日本企業もしくは現地日系企業が採用時に外国人材に求める知識や技術の獲得及び能力等の向上に貢献し、かつ学生等の日本企業・現地日系企業への就職に繋がるよう、以下の講座内容であります。

1. 企業活動に直接関連する要となる技術分野及びその習得上必要となる技術等に関する内容

(例)自動化、AI、IoT、ロボット、情報セキュリティ、ビッグデータ処理、次世代自動車関連、メカトロニクス、カーボンリサイクル、クリーンエネルギー、光・量子技術、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料のほか、その他分野の事業活動や産業発展の要となる専門技術

2. 開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術移転に資する事業のための採用に関連した内容

(例) 5S、カイゼン、マーケティング、プロジェクトデザイン、その他企業経営に関連する分野の管理手法等
*対象となる具体的な分野等についてはご相談ください。

上記1. または2. の他、日本企業、現地日系企業への就職を促進する内容を含む

(例)企業および製品の紹介、日本企業・現地日系企業に就職する優位性(キャリア開発、待遇上の利点)、就労後のコミュニケーションのための語学

- ・開発途上国・地域において、もしくは、日本国内で開発途上国からの留学生に対して、上記の技術分野に関連する教育(※)に取り組んでいる学校・教育機関

※寄附講座として行おうとする講座の内容に係る基礎的または周辺の分野の教育であっても構いません。

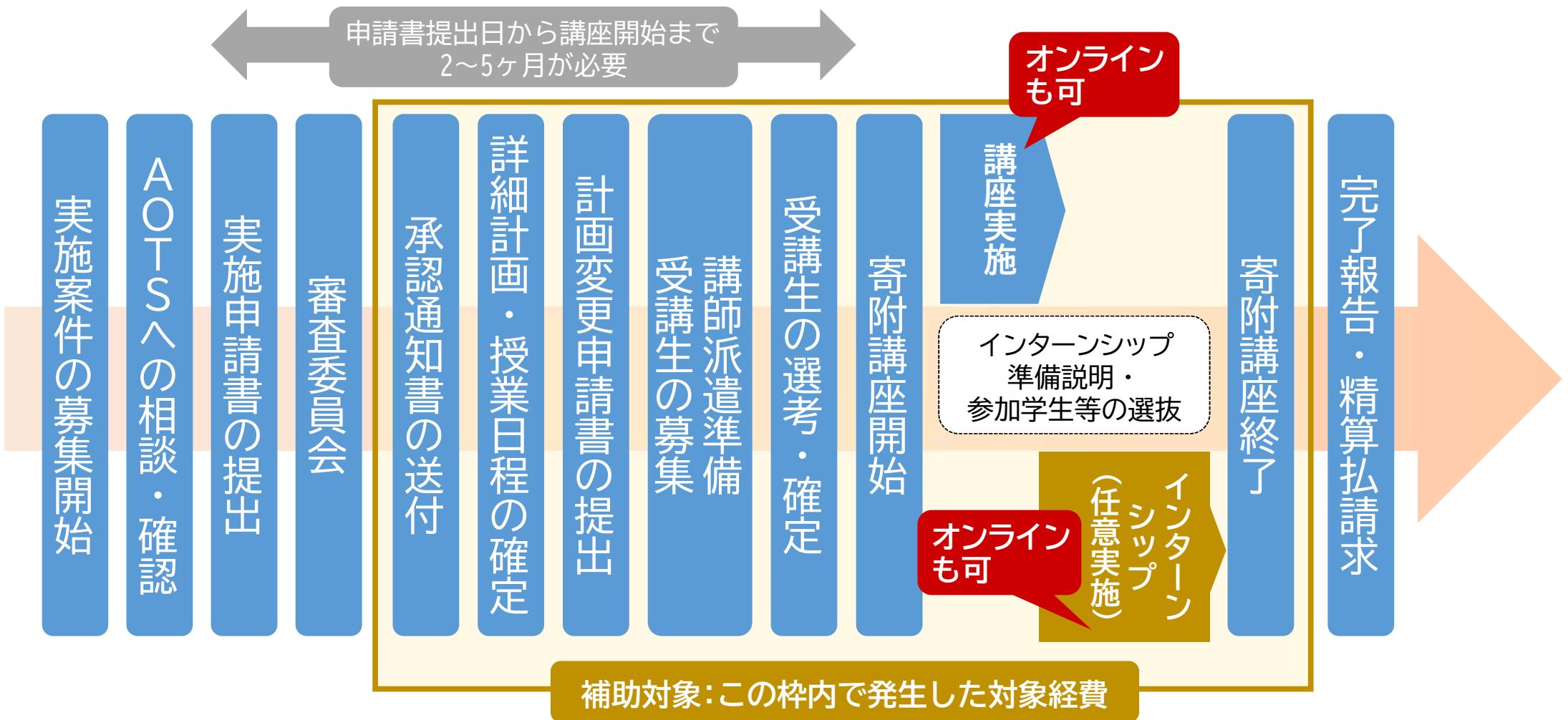
- ・原則として「短期大学士(英語: Associate Degree)」以上の学位もしくは「準学士号(Foundation Degree)」以上の称号を付与する教育課程を設置・運営する学校・教育機関(日本の高専や短大に相当するもの以上の高等教育機関)および職業訓練機関

- ・日本企業又は現地日系企業において活躍し得ると期待される人材を輩出する学校・教育機関

*特定の複数の現地大学等を講座開設対象とすることも可能です。

講座開設対象校

寄附講座 募集開始～完了



寄附講座 補助率

新興国事業			
申請法人	日本企業		現地日系企業
	中堅・中小企業	大企業	
国庫補助率	2/3		
企業負担分	1/3		
負担者	申請法人(日本 or 現地日系企業)		

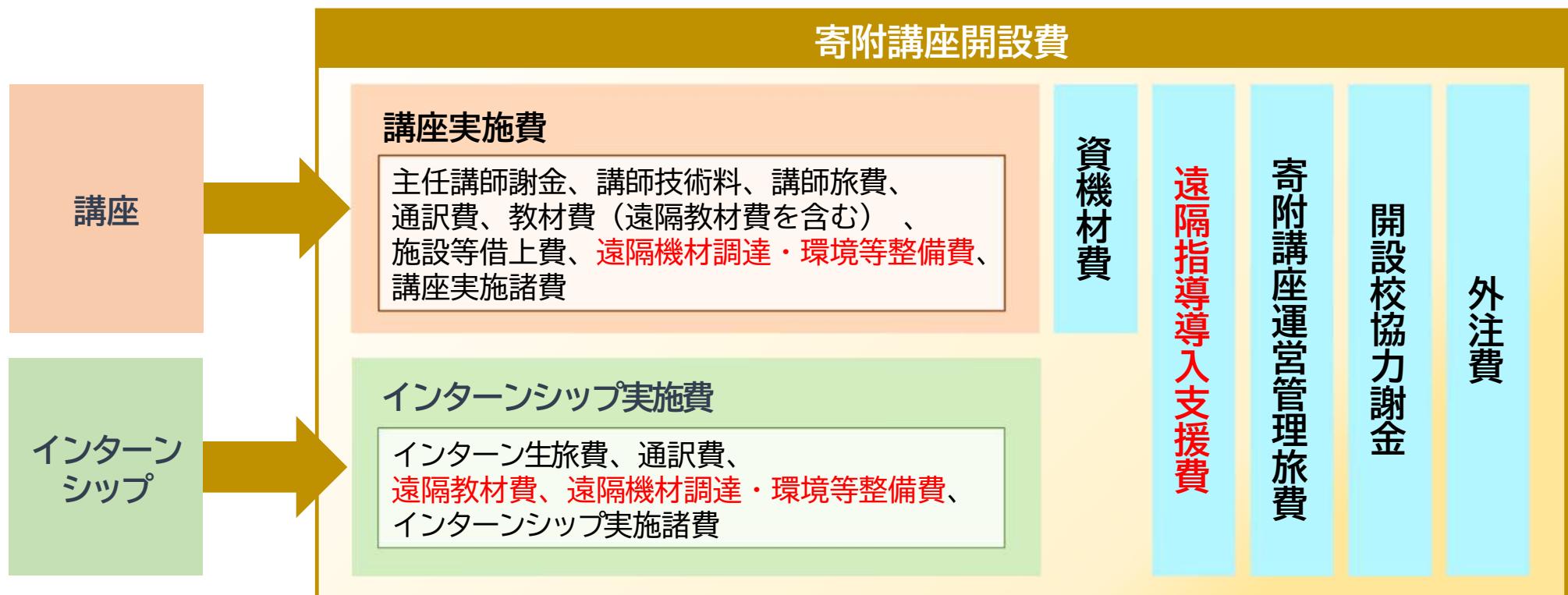
- 上記の負担のほかに、寄附講座事業管理分担金として補助対象経費総額の10%を申請法人(日本 or 現地日系企業)に別途ご負担いただきます。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

寄附講座の構成と寄附講座開設費の構成

Point

- 1: 寄附講座は、「講座」と「インターンシップ」(必須ではない)の組合せによる実施が可能。
- 2: 講座は、「現地講師」又は「国外講師(日本や他国に在住)」或いはその両方の組合せによる指導。大学等へ赴かずに行う「オンライン授業」による指導も可。
- 3: インターンシップの実施地は、「現地」、「日本」又は「他国」或いはその組合せ。就業体験できるならオンラインも可。
- 4: 講座指導に必要な資機材で大学等に不足するものは調達可。(上限額あり)
- 5: オンライン指導の準備や実施に係る経費についての補助対象範囲が拡充。



寄附講座 主な補助対象経費 基準単価



講師区分	所属元職位 または 講座開設大学による職位認定(企業等の所属で講座開設大学による職位認定が特にない場合は「講師」とする)		教授	准教授	講師・助教		
講師技術料	授業実施日1日当り		①技術等指導時：17,500 円/人/日、②日本語指導時：6,600円/人/日				
教材原稿料 ※1	テキスト原稿 ※2		4,000 円/枚	3,500 円/枚	3,000 円/枚		
	非同期型学習教材録音ナレーション原稿		2,000 円/枚	1,800 円/枚	1,500 円/枚		
講師旅費	日本	日当 ※3	2,724 円/日	2,514 円/日			
		宿泊費(乙地方の場合) ※3	12,362 円/泊	11,314 円/泊			
	海外 乙地方 シンガポール以外の アセアン諸国など	日当 ※3	5,000 円/日				
		宿泊費 ※3	15,100 円/泊				
	海外 丙地方 モンゴルや南アジア・ 中南米・アフリカ諸国など	日当 ※3	4,500 円/日				
		宿泊費 ※3	13,500 円/泊				
航空券代		実費 (ディスカウントビジネスクラス)		実費 (ディスカウントエコノミークラス)			
主任講師謝金 ※4	寄附講座1案件当たりの合計上限金額		200,000 円/案件 までの実費				

▲上記金額は改定の可能性があります。記載は2024年度の基準です。

※1 日本語・中国語・韓国語…400字/枚、それ以外…200語/枚

※2 PPT=3スライド/枚 (枚数上限は、3時間あたり30スライド (通訳付)、同60スライド (通訳無))

※3 連続滞在期間に応じて基準額が遞減します(31日～60日…90%、61日～…80%)

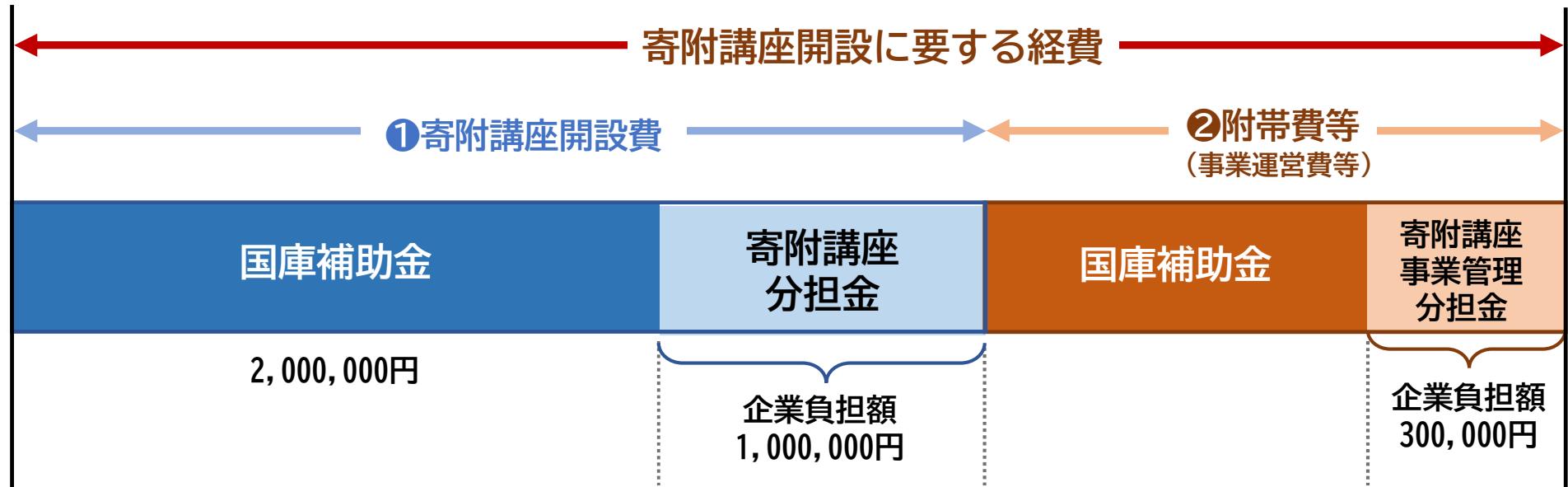
※4 申請法人の社員以外への支払分のみが対象

寄附講座 試算例



【試算条件】

- ・寄附講座開設経費全体: 3,000,000円



◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

企業負担額計: 1,300,000円

お問合せ先一覧



■ 住所(北千住事務所)

〒120-8534 東京都足立区千住東1-30-1

■ URL <https://www.aots.jp>



■ 技術研修

■ 管理研修（国内からのお申込）

■ 海外研修（案件募集型）

■ 専門家派遣、ジュニア専門家派遣

企業連携第1グループ／第2グループ

TEL: 03-3888-8221

E-mail: kigyo-inquiry-az@aots.jp

■ 寄附講座



企業連携部 寄附講座グループ

TEL: 03-3888-8238

E-mail: indus-acad-collab-pg@aots.jp

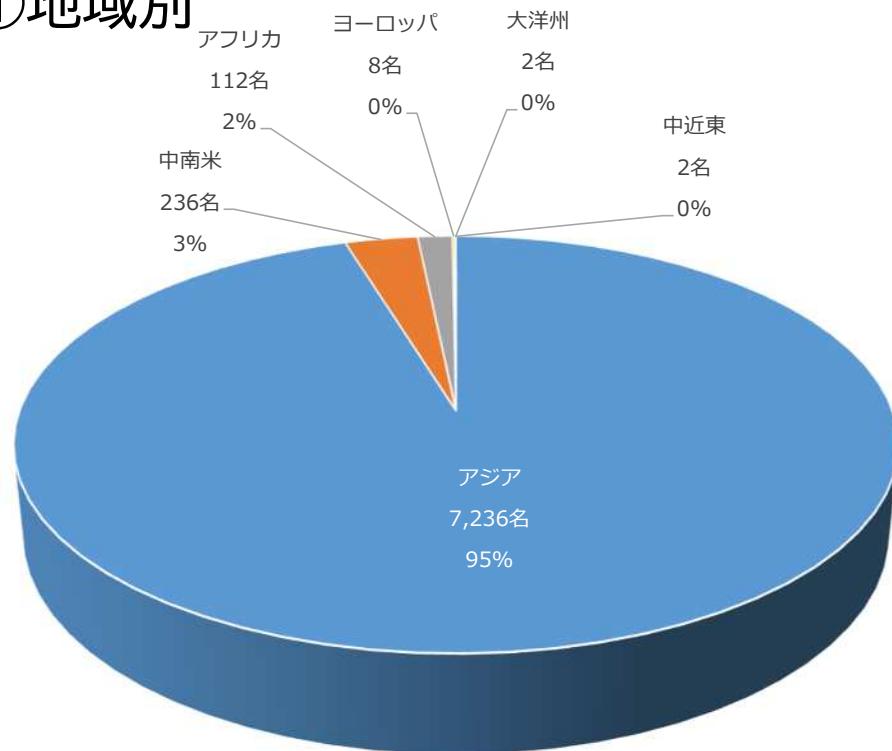
10. 參考資料

AOTS 補助事業実績① 2013～2023年度

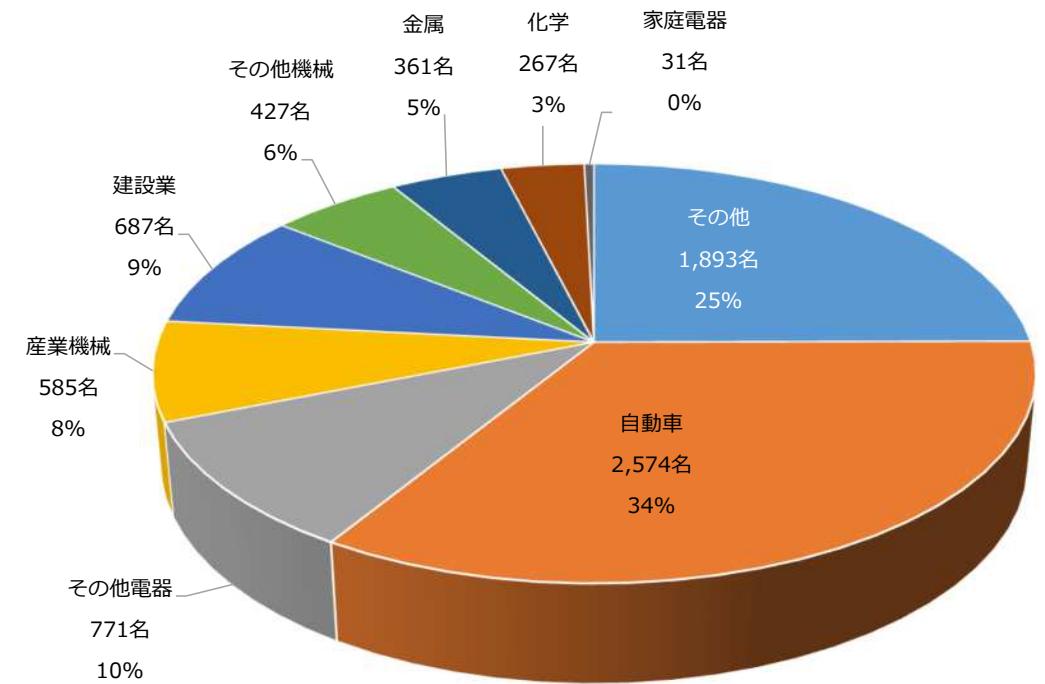


■受入研修(技術研修+管理研修)

①地域別



②業種別

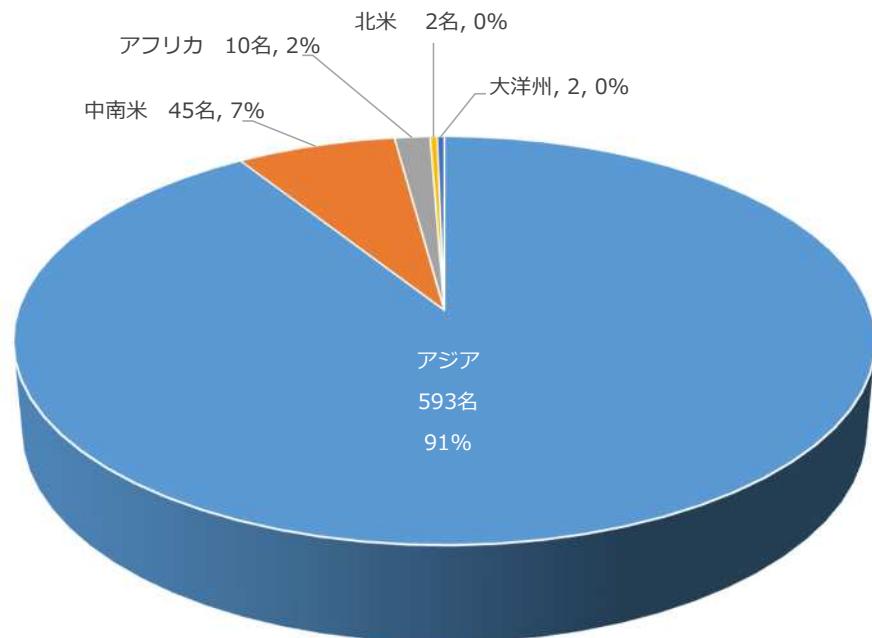


AOTS 補助事業実績② 2013～2023年度

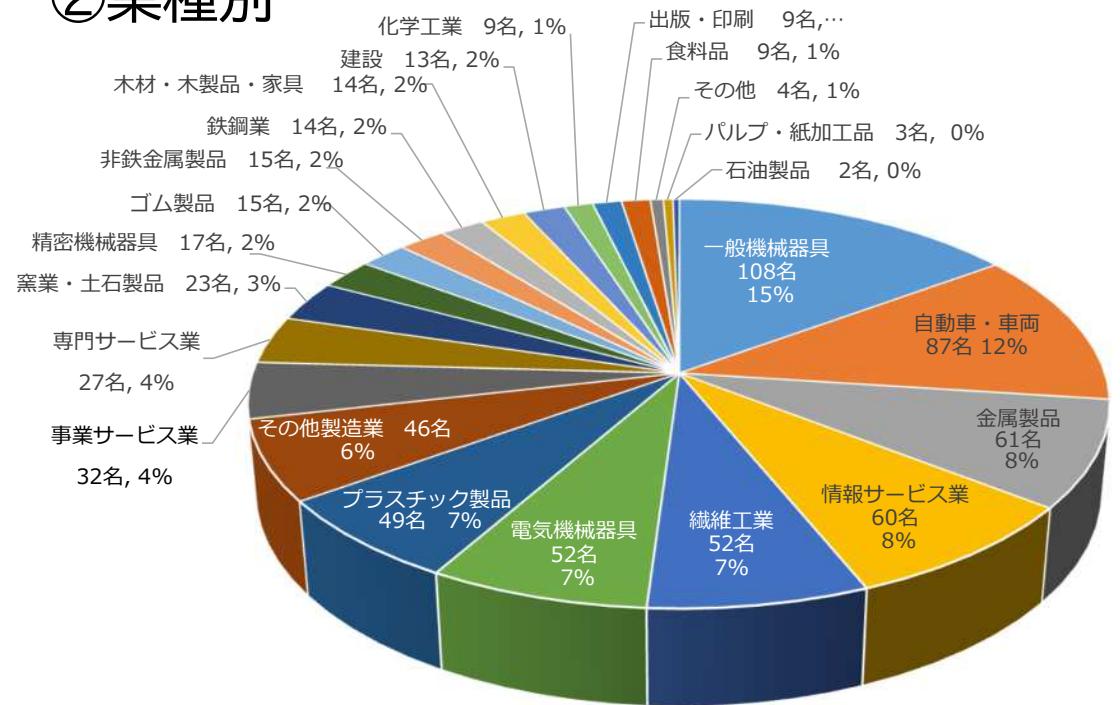


■専門家派遣

①地域別



②業種別



受入研修制度をご利用頂いた企業様の声



業種	国	研修内容	成果
自動車部品製造	メキシコ	ダイカスト 金型製造	当初、実務経験者としてのプライドから体裁を保とうとし、質問などがでなかつたが、1ヶ月経過すると徐々に突き詰めた質問が出始め、わからないことを突き詰めるようになった。日本スタッフだけではなく、技能実習生のタイ人などとも、日本語で意見交換するなど、AOTSの日本語研修の成果も大きい。
建設機器設計・製作	ベトナム	トンネル用型枠 設計	数年にわたる受入研修の継続的な実施により、現地人材を管理職、経営層に昇進させ、従業員の採用など、全て現地の経営に任せている。 日本にいる間は、日本人社員が研修生に積極的に日本語を教える習慣をつけ、業務も日本語で行っている。帰国後も、図面を書く、お客様との打合せをする、間違えれば謝る、といった業務を日本語で行い、帰国後も日本語能力の維持を心がけている。
表面処理加工	フィリピン	めっき製造・検査技術	水温の維持方法、材料による最適温度の判断及び、製品の検査技術を学んでもらった。日本とフィリピンの不良率の差によって、どれほどのコスト削減が可能で、それがエネルギー削減につながるという視点も身についた。現地と日本の橋渡し役を果たしてもらいたい。
自動車部品製造	メキシコ	自動車用 ピストンリング 製造技術	技術の習得だけでなく、働き方(時間厳守、規律、5S)なども身につけてきた。現地向けに、標準作業書の作成を研修生が中心となり進めており、現地で採用するワーカーを訓練していく予定であり、量産が開始されれば研修生が習得した技術およびワーカーへの指導により円滑に生産が始まり、売上増が見込まれる。
衣料品製造	カンボジア	衣料品製造技術	研修生は挨拶をするようになるなど、積極的な仕事の姿勢を見せるようになり、リーダーとして人に教えるようになった。 月間離職率は、平均5%であったものが、2%台になり、人材の定着にもつながった。 また、日本で研修中には、研修の様子をフェイスブックで瞬時に同僚たちへ送信し、そのインパクトが瞬時に伝わる。研修生たちは、自分たちの商品が店頭に並んでいる(大手紳士服店に納入)のを実際見た時の驚きなど、オンラインで同僚たちに送っている。

専門家派遣制度をご利用頂いた企業様の声



業種	国	指導内容	成果
自動車部品製造	インドネシア	鋳造部品製造の不良率削減	現地の管理者に不良原因の解析方法、日報で記録していたデータをどう活用するのかを指導。その都度データではなく勘で対策するのではなく、QC手法に基づき、突発対応ではない恒久的な対策の必要性を理解してもらった。専門家も、社内で抜擢され、派遣されることで、事前によく勉強し、指導の準備を行い、人に教えることで自身の知識も整理され、質問されることで、更に勉強し、自己研鑽された。
自動車部品製造	中国	アルミダイカスト鋳造における品質管理および生産性向上に関する技術指導	専門家の指導により、不良発生要因を指導対象者に自主的に考えさせる、PDCAサイクルを回させる等、品質管理および生産性向上のための、より実践的な取り組み手法を身につけさせることができた。また、月に一度の品質会議を開催することで品質に対し自主的に取り組む姿勢作りができている。更に、毎朝のミーティングを実施することにより現場の問題や改善提案を吸い上げ、誰が・いつまでに・何をするのかをリストで見える化することで指導対象者以外の従業員との情報共有ができるようになった。指導の結果、天然ガス排出削減量は2%削減、消費電力量は3%削減された。問題を放置しない、対策を考える、自らやるという考え方が指導先企業全体に浸透し、生産・品質に対する意識も高まった。
自動車内外装部品製造	タイ	エンジン部品製造における不良率改善と省エネに関する指導	タッチアップ塗装で塗装不良を再塗装が多発していたが、ウィンドシールドの塗装の不良率が5%から0.5%に下がった。 工場管理目標、生産性、仕損費、電力使用量、輸送費など、様々な指標をデータ化し、ベンチマークと現状が見える化されるようになった。 カイゼン結果は、それらのデータを用いて週1回発表会している。
裏縫製品開発製造	ミャンマー	座繰り・真綿製造技術	指導では文章だけではなく、わかりやすくイラストを使ったマニュアルで指導。若い女性が多いので、まずは褒めた上で注意すること、公平であることに気を配ったことで、日本で反物をつくれるレベルにまで絹糸の品質があがった。ミャンマーの若い女性たちが、自分の故郷で働ける場所をみつけたこと。仕事、経験を通して、プライドをもって積極的に働いてくれるようになったこと。

よくある質問(技術研修)

1. 来日前に日本語を全く勉強していなくても一般研修コースに参加できますか？

参加できますが、J13W、J6Wコース参加の場合、eラーニングによる来日前の日本語学習及びひらがなカタカナ試験への合格を求めていきます。J13W、J6Wコースは日本語学習の初学者を対象として設計されていますが、学習効果を考えると来日前から平仮名、片仮名の読み書きなど日本語の学習を始めておくのが良いでしょう。

2. AOTSの一般研修コースに参加せずに直接企業での実地研修を始めることはできますか？

可能ですが、研修実施可能な言語環境があることが条件であり、研修期間は最大120日以内となります。また、過去5年以内に一般研修に参加した人は、一定の条件を満たす場合に限り、最大1年間の研修を行うことも可能です。

3. 一般研修コースの種類について、J13WかJ6Wか迷っています。

J6Wは簡単な日常会話能力の習得を目指し約800の基本語彙、75の基本文型、仮名、漢字100字程度を、J13Wは実地研修や日本での生活に役立つ日本語能力の習得を目指し約1,400の基本語彙、150の基本文型、仮名、漢字300字程度を学習します。また、両コースともに講義や見学で日本の社会、文化、産業への理解を深めます。

*上記の目標は初めて日本語を学習する方の場合の目標数です。

4. 研修生を就労させることはできますか？

できません。研修生は「出入国管理及び難民認定法(入管法)」上の「研修」という在留資格で滞在していますので、この資格では働いて報酬を得る、いわゆる就労活動は認められません。

5. 研修生や受入企業を斡旋してくれるのですか？

AOTSでは研修生や受入企業の紹介、斡旋は行っておりません。

6. 中核人材の育成なので、研修生は大卒以上でなければなりませんか？

短大や高等専門学校卒にあたる方も本制度の対象となります。その他の場合については、研修を行う分野において十分な経験や職歴を持っており、かつ派遣企業の関係部部門において管理、監督的な役割を担うような方であれば対象にすることができます。

よくある質問(専門家派遣)



1. 派遣専門家の資格はありますか？

25歳以上69歳以下で、日本に住所を有する方(在住10年以上)です。また、指導分野に関して5年以上の日本国内業務経験が必要となります。

2. 指導先企業に赴任中の自社社員を本制度の専門家にできますか？

専門家は指導・助言のために協会の専門家として派遣されますので、指導先企業の経営者や工場長などの責任を持つポストに就くことは認められません。また、指導先企業への出向による駐在者も当専門家派遣制度の対象になりません。

3. 操業開始前の会社に専門家の派遣は可能ですか？

操業が開始されており、設備が稼働して指導対象者の従業員が雇用されていることが条件となっています。

4. 制度利用申込みは日本の本社又は海外法人どちらからすれば良いですか？

日本国内法人様からお申し込みをお受けしています。なお、現地ローカル企業の場合は、出資・商取引関係のある日本国内法人から申請をしていただければ可能です。

5. 派遣する専門家は自社社員だけですか？社外の専門家を派遣することは出来ますか？

派遣元企業と嘱託契約等雇用関係を結んでいただければ、ご利用可能です。

6. 専門家を派遣できる期間はどれ位ですか？

原則1ヶ月から12ヶ月です。ただし、予算の状況により期間調整となる場合があります。

7. 1社から複数の専門家を派遣することはできますか？

当年内で、新興国事業は20人月(例:10ヶ月×2名)、ゼロエミ事業は25人月(例:5ヶ月×5名)まで可能です。ただし、派遣専門家毎に指導内容や目標設定を分けて頂く必要があります。詳しくはご相談ください。